

體乾兌皆金、木火外に在りて、金其の内に在り、鼎を以て物を煮るの象、鼎の物たる、端しくして重く凝りて固く、大にして能く容る、故に之れを以て大賓の位に象とる、故に其の卦、直ちに元吉亨ると云ふなり。

彖傳曰。鼎象也。以木巽火亨飪也。聖人亨以享上帝。而大亨以養聖賢。巽而耳目聰明。柔進而上行。得中而應乎剛。是以元亨。

鼎は象なりとは、卦の下一畫偶なるは、鼎足の象、二三四三畫奇なるは、鼎中に實つるに牲體を以てするの象、五畫偶なるは、鼎耳の象、上一畫奇なるは、鼎鉉の象、此れ鼎の體を言ふなり、木を以て火に巽れて烹飪すとは、巽の字最も精なり、巽は入りなり、烹飪の法、本火氣の物に入るを欲す、然るに火甚だ緩ければ入らず、甚だ緊なれば愈入らず、故に巽と云ふ、巽とは文武火の謂なり、此れ鼎の用を謂ふなり、烹飪して供する所、祭祀賓客の二事に過ぎず、祭祀は則ち天神を大と爲し、賓客は則ち聖賢を重しと爲す、故に其の重大を擧ぐれば、則ち輕小のもの知るべし、帝を亨するは、直ちに亨と言ひ、聖賢を養ふは、則ち大亨と曰ふものは、帝を亨するは、誠を貴び、饋を用ゐるのみ、聖賢を養ふは、則ち饗養半體、當に其の盛を極むべし、故に亨の字

の上、大を加ふるなり、下卦は巽、上離を目と爲す、六五鼎の耳なり、中虛は聰明の象、五を君位と爲す、柔を以て進みて上行す、柔の字に重し、上卦の中を得て、下、九二の剛に應ず、中の字に重し、中にして剛に應ず、則ち虚心にして賢徳の輔に下るなり、此くの如くなれば、天之れを祐け、人之れに歸し、世を保つこと滋々大、是れ元に亨る所以なり。

象傳曰。木上有火。鼎。君子以正位凝命。

木上に火ありて、以て烹飪の用を爲す、其の象を鼎とす、君子鼎の象を見て、以て位を正し、命を凝す、正とは端莊慎重の謂ひなり、鼎は之れを位に譬へ、命は之れを實に譬ふ、鼎の器正しくして、然る後に其の受くる所の實を凝すべし、命亦卦中互乾の象を取る、革以て命を改め、鼎以て命を凝す、蓋し其の已に改むるの命を凝すなり、鼎を以て革に次ぐものは、變革の後、當に端重以て之れを守るべきを示すなり、

初六鼎顛趾。利出否。得妾以其子。无咎。○象傳曰。鼎顛趾。未悖也。利出否。以從貴也。

初は鼎の趾なり、否は惡なり、古へ鼎の三足皆空くして物を容る、濁滓皆足中に歸

するなり、故に趾を倒まにして上に向ひ、以て之れを傾け出すに利し、潔きを致す所以なり、妾を得て其子を以てすと、は倒象を以て言ふなり、即ち前卦兌上離下なり、兌を妾と爲す、故に妾を得と曰ふ、三陽下に在り、妾孕む所の子の如し、陽を男とし、陰を女とす、下に在るもの皆陽畫、故に子と稱す、妾本と宜く上に居るべからず、其子を生みて後と爲す、故に之れを待つに母道を以てするなり、母は子を以て貴きなり、鼎の足、本と宜く上に向ふべからず、悪しきを瀉し新を納れんと欲するを以ての故に、趾を顛まにせざるを得ず、象傳、未だ恃らざるを以て之れを釋す、正に此の意なり、貴は否に對して言ふ、否穢を賤と爲し、新潔を貴と爲す、否を出だすは、將に以て實を受けんとす、故に貴に従ふと云ふなり、

九二鼎有實。我仇有疾。不我能即。吉。○象傳曰。鼎有實。慎所之也。我仇有疾。終无尤也。

此の爻陽實中に居る、故に鼎に實ありと爲す、我れは九二自ら言ふなり、仇は初を指す、二と初と近比すと雖も正應に非ず、故に仇と曰ふ、疾は陰柔の疾、乃ち初爻の所謂る否なり、初爻向きに奮穢の未だ除かざるを病み、已に趾を倒まにして傾け

出だす、徐かに物を其の中に實て、五味を和し、百珍を羞め、且以て帝を亨し、且以て聖賢を養ふ、何ぞ初の疾能く我れに即かんや、蓋し初爻否を出だすの後を承け、成事を擧げて言ふ、吉なる所以なり、象傳の意、鼎中善からざるものあれば、善と不善と皆並ひ熟して、善なるもの棄てらる、其の未だ實あらざるに及び、之れを顛まにして、其の不善を出だせば、則ち善きもの全くすべし、若し、其の實あるを待てば、則ち夫の不善已に之れを汙す、故に鼎實あるは之く所を慎むと云ふ、蓋し之れを初めに慎むなり、夫れ此くの如くなれば、則ち我が仇の初疾ありと雖も、其れ何ぞ能く我れに即かん、即ち尤めなきに終る所以なり、

九三鼎耳革。其行塞。雉膏不食。方雨虧悔終吉。○象傳曰。鼎耳革。失其義也。

此の爻、上九と敵應す、内卦は木にして、九三は木の盛んなるなり、外卦は火にして、上九は火の盛んなるなり、兩皆中を過ぎ、木火迅烈にして、鼎中沸騰す、其の耳を并せて已に革まり、變じて炎熱と爲りて擧がる可らず、故に鼎耳革まるの象と爲す、凡そ物皆行くに足を以てす、獨り鼎の擧措耳に在り、故に行くに耳を以てす、耳既

に革まる、故に其の行くこと塞がる、雉膏の珍ありと雖も食はれず、此れ人臣の才徳ありて激烈に過ぎ、以て自ら塞ぐものなり、此の爻、剛を以て剛に居り、承乗皆剛、故に此の象あり、互體離に變ず、離を雉と爲す、下體坎に變ず、坎を膏と爲す、約象兌を口と爲す、三口の下に居る、故に食はれず、然れども三の病む所以のものは、獨り其の變せざるを以てなり、變ずれば則ち坎と爲る、方に雨ふるの象、陰陽和して雨となる、悔を虧くとは、盈を變じて虧と爲し、其の奮を改め悔ゆるなり、陽畫實を盈と爲し、陰畫虛を虧と爲す、既に改悔すれば、則ち水火均調の意あり、然る後炎勢息み、鼎沸平かにして、既に應を失ふことを思ひず、又五を病ましむるに至らず、故に終に吉なることを得、象傳、其の義を失ふとは、木火烈しきに過ぐるを謂ふなり、

九四鼎折足。覆公餗。其形渥。凶。○象傳曰。覆公餗。信如何也。

鼎の量四に極まる、其の上は則ち耳なり、實を受くる必ず餘量ありて、以て溢る、の地を爲す、之れを加へて已まず、鼎と平かなるに至りては、則ち足任に勝へず、勢必ず折るゝに至る、初は未だ鼎の實ならず、故に趾を顛まにして否を出す、四は已に鼎實あり、故に足を折りて鼎を覆へず、三を公位と爲す、餗は糝なり、牛羊豕の肉を取り、米と合せて餅と爲すものなり、公の食ふ所なり、形渥とは、赤面の義なり、又刑渥に作りて、誅せらるゝの義と爲すの説あり、又顛は折と異なり、顛は奮を捨て、新を圖るなり、折は鼎毀れて用を廢するなり、辱を受け災身に及ぶ、其の凶知るべし、象傳の意、其の力を量らざれば、必ず凶災を致す、未だ驗あらずして之れを言ふときは、人必ず信せざるを謂ふなり、

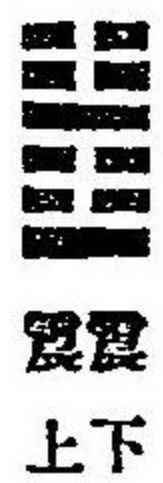
六四鼎黃耳。金鉉。利貞。○象傳曰。鼎黃耳。中以爲實也。

鼎の舉措は耳に在り、此の爻、鼎の主たり、偶畫を以て鼎の上に居る、耳の象、黃は坤土の中色、離は坤の中畫を得、故に其の色黃なり、金鉉は上九を以て言ふ、鉉は鼎の肩横に鼎の耳を貫きて之れを擧ぐるものなり、上九一陽六五の上に横亘す、鉉の象、本と乾畫、故に金と稱す、言ふこゝろは、金を以て鉉と爲すなり、鉉耳二物相離れず、鼎中實あり、耳に非ざれば則ち鼎擧らず、鉉に非ざれば則ち耳自ら擧らず、然れども五に於て之れを言ふものは、五、實に之れを用ゐるを以ての故なり、象傳、中以爲實と爲すとは、九二中に居て鼎に實あり、二五正應、二に實ありて、五、之れを擧ぐるを謂ふなり

上九鼎玉鉉。大吉无不利。○象傳曰。玉鉉在上。剛柔節也。

(四〇四)

陽剛上に在りて物に及ぶの功、全く此の爻に繋る、象の元吉亨ると曰ふもの、全卦を統べて言ふと雖も、上九は則ち卦の成るなり、故に爻辭の美、象と同じ、夫れ鼎豈に二鉉あらんや、玉は以て鉉と爲す可らず、必ず金鉉にして飾るに玉を以てするなり、此の爻、剛を以て柔を履み、能く其の任を擧ぐ、故に大吉にして利しからざることなきなり、象傳の意、陽を以て陰に居り、剛にして能く之れを節するに柔を以てするを謂ふなり、



震上

序卦傳に曰はく、主器者、莫若長子、故受之以震、震者動也、鼎は物を烹飪して、上帝に享し、宗廟に薦むるもの、此の器を主とる者は、必ず長子にして、國家を傳へ、位號を繼ぐものなり、震を長子と爲す、故に鼎の卦に次ぐに震を以てするなり、雜卦傳に、震、起也、艮、止也とあり、震は動き、艮は止まり、卦德相反するなり、震體本と坤、靜極まりて動を生ず、乾、一陽を以て初に來り、其の象を雷と爲す、動くこと雷に如くものなし、陽氣の奮迅するものなり、其の奮迅して過む可らざるものは、乃ち其の和

悦已むべからざるものなり、故に時に於て春と爲し、其の德を木と爲す、是れ天地の生氣なり、笑言、啞々、震道乃ち成る、七鬯を失はざるものは、和悦に歸するの至りなり、

震亨。震來虩虩。笑言啞啞。震驚百里。不喪匕鬯。

虩々は恐懼の貌、啞々は聲を肆まゝにせざるの貌、匕は鼎を撓るの器、棘木を以て之れを作る、其の赤心の義を取るなり、鬯は香酒なり、祭祀に之れを享して神を降すものなり、震は原と三畫卦の名、一陽二陰の下に生じ、乾坤の交る、一索して震を生ず、生物の長なり、故に長男と爲す、初畫即ち是れなり、其の象を雷と爲す、上の二爻、陰氣凝聚し、陽氣内に在り、蘊結して出づることを得ず、是に於て奮撃して雷と爲る、二震相重なれば、則ち其の象を二雷相踵ぎて動くと爲す、故に名づけて震と爲す、震は陽德の先、陽氣下よりして以て上に達すれば、則ち陰氣開きて、万物之れが爲めに發生す、故に亨る、人、雷震に因りて恐惶修省す、亦亨るの理あり、震來とは、外卦の震、四より初に來り、二雷相遇ふを謂ふなり、易の爻、凡そ下よりして上るを往と稱し、上よりして下るを來と稱す、震を善鳴と爲す、笑言の象あり、啞々は樂み

(四〇五)

て後に笑ふなり、雷の聲を發する、百里に聞ゆ、七嚮を失はずとは、六五を以て言ふ、即ち初九の先きに長子と爲りて後に器を主とする者、其の長子たる時已に洊雷を聞きて、恐懼修省し、兢兢々々の徳あり、故に其の家を承くるに及び、震驚の猝かなるに値ふも、鎮定して、其の主とする所の器を失はず、其の人に過ぎたること遠し、

象傳曰、震亨、震來虩虩、恐致福也。笑言啞啞、後有則也。震驚百里、驚遠而懼邇也。出可以守宗廟社稷、以爲祭主也。

恐れて福を致すとは、恐懼して福を致すなり、後に則ありとは、能く恐懼するに由りて、後に自ら法則あるなり、啞々たるもの、又自ら放棄しにするの謂に非ず、其の法則に循ひ、常度を失はざるなり、聖人の所謂る福なるものは此くの如し、七嚮を喪はざるは、即ち笑言啞々の則なり、驚とは、卒然之れに遇ひて、外に動くなり、懼とは、惕然之れに畏れて、其の中に變ずるなり、遠は外卦を謂ひ、邇は内卦を謂ふ、内外皆震なれば、遠近驚懼の象あり、出とは、長子出で、世を繼ぐなり、洊雷の震ふに當り、遠邇驚懼するも、從容として七嚮を喪はざるは、中心主あるに由り、万變移らず、宗廟を守れば、能く其の祭主と爲り、社稷を守れば、能く社稷の祭主たるべし、と云

象傳曰、洊雷震、君子以恐懼修省。

洊は重なり、上下皆震、故に洊雷と爲す、雷重なれば、則ち威益盛んなり、君子是の象を見て、恐懼修省す、恐懼は心に作り、修省は事に見はる、徒らに恐懼して修省せざれば、猶懼ることなきがごとし、恐懼は變の來るを憂ひ、修省は變の弭まんことを思ふなり、

初九震來虩虩、後笑言啞啞、吉。○象傳曰、震來虩虩、恐致福也。笑言啞啞、後有則也。

此の爻、下震の主、四は上震の主、雷震の威は、此の二陽の爲る所、初既に震ひ、四の震復外よりして來る、蓋し震の盛んなるなり、兢兢々々の解前に見ゆ、是れ震に處するの人を以て言ふ、即ち長子なり、辭象と同じく、唯後の字を増すは、初爻の義を表するなり、吉と曰へば、七嚮を喪ふなきに止まらざるなり、象傳の意は、象辭に同じ、

六二震來厲、億喪貝、躋于九陵、勿逐、七日得。○象傳曰、震來厲、乘剛也。

此の爻、初の上に居り、柔を以て剛に乗る、既に善地に非ず、而して九四の震復外よ

り來れば、則ち二之れを避くる所なく、危きこと亦甚だし、危きこと甚だしければ、自ら其の有を顧ること能はず、故に億貝を喪ふに至る、億は大なり、十方を億と曰ふ、貝は水中の介蟲、古へ以て貨と爲す、互體離に變ず、龜と爲す、蚌貝の象、既に貝を喪ふ、又高きに升りて之れを避く、震に體す、足とす、故に躋と稱す、互體を良と爲す、故に陵と稱す、九陵に躋ると云ふものは、二、四を避けて、其の應爻の五に就かんと欲するも、五は四の上に在り、故に山上に超出して之れを求むるなり、蓋し二、柔を以て柔に居る、乃ち人の怯懦にして守るなきもの、驟かに雷に怖れ、資財を失ひて、辟易すること此くの如し、之れを初九の七咎を喪はざる者に比すれば、相去ること遠し、然れども恐懼して自ら守るは、震に處するの方なれば、之れに告げて曰はく、追ふことを用ふる勿れ、七日の後に至り、喪ふ所の貝得べし、夫れ雷霆終日の怒りなし、卦位六なれば、七にして乃ち更め始め、事既に終り、時既に易る、故に七日にして得と云ふなり、象傳の意、二、初の上に居る、已に位に當らず、又初の剛に乗るの厲きを言ふなり、

六三、震蘇蘇。震行无咎。○象傳曰、震蘇蘇、位不當也。

蘇は死して復生くるなり、此の爻、下卦の震動將に盡きんとして、上卦四爻の震動復生ず、震にして又震、蘇々の象あり、此の時に當り、唯行きて之れを去れば、則ち幾んど咎を免るべし、行くとは、行きて上に至るなり、上は卦外に居り、三の應にして威震に遠し、三行きて上に達すれば、則ち震及ぶこと能はざるなり、中爻互坎を管と爲す、三、變すれば、正を得て、坎の象見え、故に管なし、象傳の意、三、居る所の位當らざるを以て、宜く行き去るべきを謂ふなり、

九四、震遂泥。○象傳曰、震遂泥、未光也。

此の爻、上卦震の主なり、然れども位を失ひ、群陰の間に陷る、乃ち雷の沈抑し、上ること能はざるもの、故に泥と曰ふ、猶泥中に陷ると云ふがごとし、象傳の意、陽剛を以て動に處る、光り亨るの道ありと雖も、泥中に陷れば、豈能く光らんやとなり、

六五、震往來厲。億无喪有事。○象傳曰、震往來厲、危行也。其事在中。大无喪也。

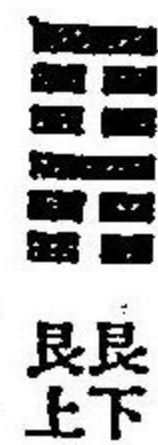
往來とは、四の震既に往きて復來るなり、四既に泥中に陥りて、其の聲遠く上に達すること能はず、僅に其の鄰に震ひて止まるのみ、五、其の往來の衝に當る、危きの

道なり、然れども億喪ふなきものは、二と相似たるが如くにして、實は相反す、二は柔に居りて、志氣餒ゆと雖も、五は剛に居て、持守堅し、故に喪ふことなし、二の貝を喪ふと異なり、豕に七鬣を喪はずと云ふものは是れなり、事ありとは、恐懼修省の功に事あるなり、是れ喪ふなき所以なり、象傳危行也とは、剛に乗るが故に、其の行ひの危きを謂ひ、中に在りとは、固く其の中を守り、柔を以て剛に居り、恐懼して福を致すを謂ふなり、

上六震索索、視矍矍、征凶。震不于其躬、于其鄰。无咎。婚媾有言。○象傳曰：震索索，中未得也。雖凶，无咎。畏鄰戒也。

此の爻、遠く震の外に處る、其の象、雷の震ふ索々として盡くるが如し、四の雷聲上に至りて竭くるなり、又目の視ること矍々として、驚駭定まらず、雷の聲を聞かざれども、但驚駭の餘り、目の視ること未だ定まらざるのみ、然れども卦の終りに居るを以て、前に之く所なく、下に行くときは、則ち趨りて震に近し、故に征けば則ち凶、躬は本爻を謂ひ、鄰は五を指す、言ふこゝろは、四震の來る、勢緩くして未だ上に及ぶ能はず、但五に及ぶの時に于て、能く事に先きだちて、之れが戒めを爲せば、自

ら咎を免るべし、然れども上と三と兩陰にして應なく、上又柔を以て柔に居り、僅に自ら守るのみ、獨り震に遠ざかると雖も、相顧恤せず、三又援を望むの切なるを以て言あるを免れざるなり、象傳の意、五は上卦の中にして、四の震其の間に往來すれば、尙未だ志を得ること能はず、上の若きは四を去ること益、遠く、卦極に居り、行くに往く所なく、凶を致すに易しと雖も、然れども能く禍の鄰に及ぶを畏れて、而して先づ自ら備へ戒むるときは、則ち亦咎なかるべきを謂ふなり、



序卦傳に曰はく、震者動也、物不可以終動、止之故受之以艮、艮者止也、蓋し震索々矍々に至りて、動極る、動極りて復靜、氣機の自然なり、故に震の卦に次ぐに艮を以てするなり、卦たる、一陽二陰の上に止まる、外實して内虚し、其の卦、震に反す、震は一陽内に起り、艮は一陽外に塞がる、内に起れば則ち動き、外に塞がれば則ち止まる、故に艮震相因る、震は艮に因りて止まり、艮は震に因りて動く、止極まりて動、動極まりて復止、天下動きて止まらざるなく、止まりて動かざるなし、故に豕象近く諸れを身に取る、身に常度あり、行持に規矩あり、視聽に法則あり、心知に妄念なげ

れば、何の動か止に非ざらんや、是を以て聖人人に教ふるに、其背に良るを以てす、背は耳目の載せざる所、五官内に向ひ、心境を逐はず、視るに靚ざるを以てし、聽くに聞かざるを以てす、人能く靚ず聞かざれば、天下何をか思ひ何をか慮らん、是れを其背に良ると謂ふなり、良は聖學至善に止まるの要なり、

良、其背不獲其身、行其庭不見其人、无咎。

良は元と三畫卦の名、乾坤の交り、三索にして良と爲る、陽上に至れば則ち止まる、陰は靜なり、上止まりて下靜か、故に良と爲す、又一良を加へ、兩止相重なる、良は止まりて相交通せざるの卦なり、其背に良るとは、主靜の功、良を多節と爲す、人身に在りては背なり、人の其の止る所に安んずる能はざるものは、欲に動けばなり、欲は前に牽かるゝときは、其の止まるを求むるも得可らず、故に良の道、當に其の背に良まるべし、見る所のものは前に在りて、背は乃ち之れに背く、是れ見ざる所なり、見ざる所に止まれば、則ち欲の爲めに其の心を亂ることなく、止まりて安かるべし、此くの如くなれば、則ち外物安んぞ入りて身と媾を爲さん、故に其の身に獲ずと云ふ、其の庭に行きて其の人を見ずとは、三より上に至るの象を以て言ふなり、

り、其の庭は即ち背に良まる者の庭、其の人は即ち背に良まるの人、見ずとは、人々之れを見ざるなり、己れが庭に出で、天下の人を見ざるを謂ふに非ず、三四互震を行人と爲す、良を門闕と爲す、今純良重なるは、門闕兩門の間にして、庭中の象、四五皆人位、故に其の庭に行きて其の人を見ずと云ふ、是れ其の心を攝して動かず、人我相交渉せざるもの僅に各なき所以なり、

彖傳曰、良止也。時止則止。時行則行。動靜不失。其時。其道光明。良其止。止其所也。上下敵應。不相與也。是以不獲其身。行其庭。不見其人。无咎也。

時止則止の四語、良止の義を發明するなり、沈空守寂を以て止と爲すに非ざるを謂ふ、止を知りて行を知らざる者は實に止を知らず、行を知りて止を知らざる者は實に行を知らず、行止の二に非ざるを知れば、則ち時に靜かにして靜時に動きて動く、私を容るゝ所なし、明を光の體と爲し、光を明の用と爲す、良體篤實光明の義あり、其の背に止まると言はずして、其の止に止まると言ふものは、背は即ち止なることを明かにするなり、其の所に止まるなりとは、一切耳目思慮盡く其の止

まる所の地に止まる、則ち背是れなり、背は見ることなれば、知ることなきに止まり、背は欲なければ、爲ることなきに止まるなり、上下敵應とは、六畫中孰れも陰陽相應するの交なきを謂ふ、内敵應して與せざれば、未だ嘗て外物を引きて入らざるなり、外敵應して與せざれば、内能く我が心を誘ひて出づることなし、故に其の身を獲ず、即ち人と相近づきて相見ず、彼の庭に行きて、其の人を見ることを得ず、其の終り必ず力を得る所あり、故に咎なきなり、

象傳曰、兼山、艮。君子以思不出其位。

(四一四)

兼とは此れを以て彼れを併するの義、重複を謂ふなり、兩雷兩水兩澤の如きは、皆相往來するの理あれども、唯兩山は、並び立ちて相往來せず、此れ止るの象なり、君子此の象を見て、思ふこと其の位を出でず、富貴に素しては富貴に行ひ、貧賤に素しては貧賤に行ふの類の如し、其の外の事を思はざるなり、

初六、艮其趾。无咎。利永貞。○象傳曰、艮其趾。未失正也。

此の爻、下に在り、趾の象、陰にして靜か、下に止まりて行かず、故に趾に止まると云ふ、人の吉凶悔吝は皆動に生ず、今初に慎みて止まり動かざれば、何の咎ならん、然れども初六陰柔、其の止まるに始まりて、止まること能はざるに終らんことを恐る、故に戒むるに永貞に利しきを以てす、象傳の意、能く下に止まれば、位當らずと雖も、猶未だ正を失ふに至らざるを謂ふなり、

六二、艮其腓。不拯其隨。其心不快。○象傳曰、不拯其隨。未退聽也。

此の爻、趾上に居り、偶にして立つ、股の象、巽に變ずれば股とす、腓は股の下に在り、二は巽の中畫、故に腓と稱す、其の隨は三を指す、腓は股に隨ひて動く、行くと止まるの權、股に在りて、腓に在らず、三四五互震、三は震の初畫、乃ち動を好むもの、二、本と動くを欲せず、三之れを挾みて俱に動く、二、柔中を以て彼の過剛の失を拯救すること能はず、此れ其の心の時に快からざる所以なり、其の心は四を指す、四を心の位と爲せばなり、象傳の意、下よりして上るを進と曰ひ、上よりして下るを退と曰ふ、退聽とは下に從ふなり、二の其の隨を救ふ能はざるものは、三、行止の權を操り、肯て退きて二に聽かざるが故なるを謂ふなり、互坎を耳と爲す、故に聽と稱す、

九三、艮其限。列其夤。厲薰心。○象傳曰、艮其限。危薰心也。

此の爻、一陽二陰の上に横たはる、限の象あり、限は門限なり、此の爻、上九と皆艮の

(四一五)

主なり、然れども九三上の二陰に連なりて震の象を成すときは則ち其の良たる所以を失ふ、震の性動を好む、故に之れを制して動かざらしめんと欲し、門限を施して以て之れを止む、資は脊を夾むの肉、即ち背脊なり、資は背に在りて、心と密かに相向ふ、皆四を指して言ふ、互坎を脊と爲す、故に資と稱す、列は脊肉中裏む所あるの骨、左右に分列するなり、九三今既に限の爲めに行くことを得ずと雖も、震動の性、自ら息むこと能はず、將に其の心を薰灼せんとするものゝ如し、故に窘むこと拘囚の如く、其の厲きこと亦甚たし、三より上に至る、離に肖たり、故に薰の象あり、象傳の意、強ひて之れを制することを謂ふなり、

六四、艮其躬、无咎。○象傳曰：艮其身、止諸躬也。

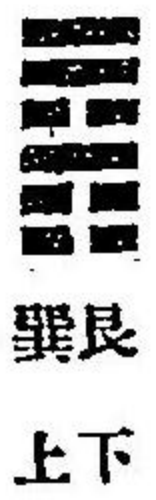
此の爻、象に所謂る其の背に良りて其の身を獲ざるものなり、四は心位に當る、心と言はすして、身と言ふものは、蓋し心見る可らずして、身は心の區宇なればなり、其の身の止まるを知れば、則ち其の心の止まるを知る、咎なきは即ち彖辭の咎なきなり、象傳の意、躬は背の謂なり、人誤りて身を以て正面と爲さんことを恐れ、躬に止るを以て之れを釋す、躬は身を偃するなり、躬を見て面を見ざるなり、

六五、艮其輔、言有序、悔亡。○象傳曰：艮其輔、以中正也。

此の爻、上に在りて偶輔の象なり、輔は頰の兩旁の骨、背後より見るべきものなり、人言へば則ち輔動く、背より之れを見て、其の兩輔の動かざるを見れば、則ち其の口の言はざるを知る、此の爻、柔に體して能く其の言を慎む、故に悔亡ぶべし、言序ありとは、時ありて言ふ、其の時に非ざれば則ち軽く言はざるなり、象傳中を得るを以て正と爲し、之れを輔に止めて中を失はざらしむるは、乃ち正を得るの義なり、一説、正の字を衍文と爲す、叶韻を見れば、信すべきが如し、

上九、敦艮、吉。○象傳曰：敦艮之吉、以厚終也。

敦とは兼山の象、此の爻、坤に變ずれば、山上に土を加ふ、亦敦の象、上九剛實を以て上に居て又艮の主と爲る、艮の終りに居て、止まるに安んずるものなり、即ち彖傳所謂る動靜其の時を失はず、其の道光明なるもの、吉孰れか之れに若かん、凡そ上爻、井鼎二卦を除くの外、吉あるもの、鮮し、惟艮の上體に在るものは皆吉なり、象傳の意、敦厚を以て卦の終りに居るを美するなり、



艮上下

序卦傳に曰はく、物不可_レ以_レ終_レ止_レ故受_レ之以_レ漸_レ漸者進也と、物止まれば必ず進むあり、屈伸消息の理なり、止の生ずる所亦進なり、故に艮の卦に次々に漸を以てするなり、雜卦傳に、漸、女歸待_レ男行也、歸妹、女之終也とあり、歸々に男を待つものは、嫁するの始め、嫁して婦と爲るものは、女の終り、終始相反するを謂ふなり、此の卦、象は象を女の歸々に取り、爻は象を鴻に取る、昏禮に鴈を用る、雁の飛ぶ時を識り、女の歸ぐ、聘を待つ、漸の義なり、物の遠く舉がるもの、鴻に如くはなく、而して其の飛ぶ序あり、長幼の禮を知り、其の羣する偶あり、夫婦の別を厚くし、其の來る候あり、寒暑の期に適す、則ち物の進みて能く漸なるもの、亦鴻に如くはなし、君子鴻雁の知を以て、序に循ひ、禮に順ひ、從容時を審かにせば、何くに往きて亨らざらん、是れ貞に利しき所以なり、

漸、女歸吉、利貞。

漸は水の名、水流漸く進むの義に取る、徐かにして速かならざる之れを漸と謂ふ、天下の事進むに必ず漸を以てするもの、女の歸々に如くはなし、女の嫁するを歸と曰ふ、禮儀備はりて後に婚を成す、歸々に漸を以てせざれば、則ち奔るなり、此の

卦艮男を以て巽女に下り、巽女外に在り、將に入らんとして未だ歸せず、艮男内に在り、方に止まりて未だ進まず、女歸々に漸を以てするの義あり、然れども女の歸ぐ、固より漸を以て吉と爲し、而して其の利は尤も正しきを得るに在り、漸の卦を成すもの、三四兩爻、三は艮の主、四は巽の主たり、皆位に當ると雖も、相比して歸ぐ、正應に非ず、唯二五相應するを正と爲す、故に利貞と曰ふなり、

彖傳曰、漸之進也、女歸吉也、進得位、往有功也、進以正、可以正邦也、其位剛得中也、止而巽、動不窮也。

漸之進也とは、之は往なり、往きて徐かに進むの義なり、女子の禮義悉く備はるを待ちて後に歸ぐが如きは、漸の義を得て吉なり、進みて位を得るは、九三を指す、往きて功ありとは、往きて四と相比すれば、則ち配合の功あり、但三四は比にして偶に非ず、其の正應に非ずして合ふは、其の正應を得るの當るに如かず、故に之れに繼ぎて、進むに正しきを以てすれば、以て邦を正すべしと云ふ、進むに正しきを以てするは、九五を指す、九五位を得、下柔中の六二と相應すれば、則ち夫夫たり、婦婦たり、而して家道正しく、家正しくして、天下定まるべし、故に邦を正すべしと云ふ、

孔子又人の其の義を知らざるを恐れ、復之れを實して曰はく、其の位剛にして中を得るなり。九五剛中にして、又下中正の二に應じ、卦徳内にして、良止まれば、則ち未だ進まざるの先き、廉靜にして、求むることなく、外巽順なれば、則ち將に進まんとするの間、時を相て動く、此れ其の動きて窮まらざる所以なり、進むの漸あること此くの如し、吉なる所以なり。

象傳曰。山上有木漸。君子以居賢德善俗。

木、山上に生ずれば、山本と高きが故に、木未だ遽かに其の高きを見ず、必ず歳月を積み、漸く長じて、漸く高きのみ、君子風俗を挽きて善に趨かしめんとすれば、且夕にして爲す可らず、必ず先づ身を賢徳に居き、感格薰陶の久しき、言はずして浸く化すること、木の山に在る、其の長ずるを見ず、時ありて高きが如し、此れ世を善くするの妙道なり、賢徳に居るは良の象、俗を善くするは巽の象。

初六、鴻漸于干。小子厲有言无咎。○象傳曰。小子之厲義无咎也。

鴻は水鳥、雁の大なるものなり、良を黔喙と爲す、鳥なり、中爻互坎は水なり、上卦は巽にして風なり、故に六爻皆鴻の象を取る、鴻は木落ちて南に翔り、冰泮けて北に

往く、往來時あり、先後序あり、漸の義に於て切と爲す、昏禮に雁を用る、再び偶せざるを取る、又女歸々の義に於て切とす、干は水の湄なり、中爻小水中に流る、故に初爻干の象あり、初爻陰柔にして下に居り、未だ安んずる所を得ず、上復應なし、姑く佇立して時を待つ、故に鴻の干に漸むに象とる、小子は初六を肯す、良を少男と爲す、互坎前に在り、故に厲しと稱す、言ありとは、四言あるなり、初肯て軽く進みて四に應ぜず、故に四之れを譏るなり、外卦は倒兌にして、應爻の口舌内に向ふ、言あるの象、然れども正しきを守り、時を俟つ、義に於ては則ち咎なし、女に在りては則ち年を待ちて未だ歸がざるものなり、象傳の意、小子之れに居りて、危厲安からざるも、但義に於て咎なきを謂ふなり。

六二、鴻漸于磐。飲食衎衎吉。○象傳曰。飲食衎衎不素飽也。

磐は石の安く平かなるもの、多く江河の濱に在り、良を石と爲す、故に磐の象あり、干より磐に之く、又漸く進むなり、坎を飲と爲す、二變すれば、互兌を食と爲す、飲食の象あり、衎衎は和樂の意、鴻の食ふや、衆を呼び、衎衎として和鳴す、凡そ禽鳥の食ふ、俛して啄み、仰ぎて四顧じ、或は一たび心を驚かせば、飛びて之れを去る、今鴻漸

みて干より磐の上に進み、飲食行々たるは、其の適するなり、二と五と中正にして、應ず、然れども猶進むに急ならず、自ら養ひて時を待つ、故に其の象此くの如し、象傳素飽せずとは、素は猶空と云ふがごとし、其の從容時を待ちて進むものにして、徒らに飲食に飽きて以て自ら養ふに非ざるを謂ふなり。

九三、鴻漸于陸。夫征不復。婦孕不育。凶。利禦寇。○象傳曰、夫征不復、離群醜也。婦孕不育、失其道也。利用禦寇、順相保也。

三は艮山の上、高きに象とる、柔に變じ、坤となれば、平地の象、故に陸と曰ふ、鴻は水鳥、平陸に止まるは安き所に非ず、此の爻、應なくして與に偶を爲し難し、鴻の陸に漸むが如く、安からざること甚だし、然れども幸に四と相比し、夫婦の偶あり、夫は三を指す、艮は少男、交陽爻、故に夫と曰ふ、婦は四を指す、巽は長女、又陰爻、故に婦と曰ふ、三四は巽艮の主なり、彖に女歸ぐとは、巽女を以て艮男に歸ぐを謂ふ、正應に非ずと雖も、各其の位を得、兩爻應與なく、近くして相求め、遂に夫婦と成るを以て、聖人亦其歸ぐを許す、夫往の二句は、之れに反言するなり、若し九三内卦を離れて、往きて四に居れば、是れ征行上進して取らざるなり、六四三に來れば、則ち上に

應あり、九四の偶に非ず、始め孕むと雖も、後其れ敢て育せんや、孕は四の位を腹と爲し、互坎中滿つるは孕むの象、三變じて坤と爲れば、則ち腹と坎との象皆見え、故に育せず、其の凶疑ひなし、故に又之れを決して曰はく、應に非ずして相合ふを以て、嫌ひを懐くこと勿れ、怨女曠夫夫婦と爲らざれば、以て相保つことなし、將た誰れか寇を禦くものあらんや、言ふことゝるは、與に患難を同じくし、甘苦を與にするものなきなり、互坎を寇盜を爲し、互離を戈兵と爲す、故に寇を禦ぐの象あり、雁群亂れず、飛べば則ち陳を列ねて相保つ、亦能く寇を禦くものなり、象傳醜は類なり、三本と艮體、初二と同じく一家のもの、若し上に征きて反らざれば、則ち是れ其の群類を棄つるなり、婦孕むと雖も、敢て育せざるものは、六四下りて六三と爲れば、則ち上九其の正應、若し九四と公然子を擧ぐれば、是れ夫婦の正道を失ふと爲す、用ゐて寇を禦ぐに利しとは、九三六四變せず、相依りて夫婦と爲るが如きは、乃ち一時の權、正に兩應與なきを以て、近くして相得、保聚の計を爲すもの、故に順にして相保つと曰ふなり。

六四、鴻漸于木。或得其桷。无咎。○象傳曰、或得其桷、順以巽也。

巽を木と爲す、四方に巽に入る、故に木に漸むと云ふ、鴻は木に棲まざるもの、木に漸むとは、飛びて其の上を過ぐるを謂ふ、此の爻、上體の下に在り、飛びて未だ高からず、猶木杪に在るものごとし、橋は椽なり、二三四互坎を宮と爲す、三一陽を以て中に横亘す、橋の象、鴻の趾連なりて長く、枝を握ること能はず、故に木に棲まざ、若し橋を得て之れに棲めば、亦以て少しく安かるべし、或得とは、偶然の辭、三本と正應に非ざるが故なり、獨女の依る所なきが如く、四の心自ら安んぜず、若し漸みて木に在る、豈鴻の棲む所ならんや、正に應なく、依なきを以て、已むことを得ざるのみ、木に漸みて其の橋を得る、亦各なかるべし、象傳順は即ち順にして相保つもの、四、三に乘ると雖も、正應に非ず、然るに能く三と夫婦と爲りて相保つものは、四、巽徳に體して、下に附くを以て終に其の安棲を得ることを謂ふなり、

九五、鴻漸于陵。婦三歲不孕。終莫之勝。吉。○象傳曰：終莫之勝。吉。得所願也。

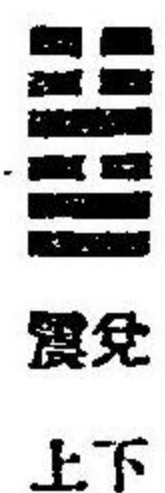
陵は高阜なり、九五尊きに居るの象、鴻飛びて高陵の上を過ぐ、陸に漸むもの、已に其の居る所を失ふ、况んや陵に漸むをや、婦は二を指す、卦は巽を女と爲し、艮を男

と爲し、爻は五を夫と爲し、二を婦と爲すものは、蓋し爻畫陰陽相應するを以て言ふ、象は彖辭利貞の義を發明せんと欲す、故に借りて以て例を見めす、二三四互坎中滿つるを孕と爲す、二漸く五に進まんと欲し、三四に阻てらる、三位を歴て後に至る、故に三歳と曰ふ、三歳の久しきを経て、尙未だ夫婦の好みを諧へず、故に孕まざるなり、之れに勝るなしとは、之れに能く任ずることなきなり、中正にして相應するは、唯二五相堪ふ、終に之れに如くものなきの謂なり、象傳の意、中正相應するは、二五の本願、終に其の願ふ所を諧ふるを謂ふなり、

上九、鴻漸于陸。其羽可用爲儀。吉。○象傳曰：其羽可用爲儀。吉。不可亂也。

此の爻、進むの極、進して已まざれば、必ず亢す、更に地の進むべきなし、上九進むを知り、又退くを知る、故に降りて陸に従ふ、陸は即ち三爻の陸、中爻水山上に在り、故に干よりして陸、此の爻坎に變ず、又水、山上に在り、故に陸と曰ふ、巽の性伏入、又進退と爲し、不果と爲す、進むに一なるものに非ず、故に其の進退の際、雍容にして觀るべし、言とは操守の節を以て言ふ、此れ女子の貞して字せざるものなり、人の心、

進退得失に亂らるゝときは、則ち進むを貪りて、退くこと能はず、巽の退くものは、其の心進退得失に亂られざるものなり、儀は儀則なり、其の羽と曰ふものは、鴻に就きて言ふなり、鴻の群飛して序ある、其の羽翮整肅して、儀法を爲すべきなり、象傳の意、鴻の飛ぶ、列陳序ありて亂るべからず、人の進退序あり、容止觀るべきに譬へて言ふなり、



巽上

序卦傳に曰く、進必有、所歸、故受之以歸妹、漸く進むものは、女の歸ぐに如くはなし、故に漸の象に、女歸吉と曰ふ、而して序卦に進めば必ず歸する所ありと曰ふ、蓋し晋の進むは、進みて備るなり、漸の進むは、漸く進むが故に、必ず歸する所あるなり、是を以て漸の卦に次ぐに歸妹を以てするなり、此の卦漸に反す、女の歸ぐ、時を待たず、悦びて以て動く、妹は少女なり、未だ歸ぐ可らずして長男を悦び、之れに従ふ、姉未だ歸がずして先づ其の妹を嫁するが如し、男長じて動かんと欲し、女少くして先づ悦ぶ、天下の事悦びて動く、未だ正しきものあらず、二四陽を以て陰に居るは、男不正にして女に従ふの象、三五陰を以て陽に居るは、女不正を以て男に

従ふの象、上卦は六五九四に乗り、下卦は六三九二に乗り、夫を以て婦に屈し、婦を

以て夫を制するの象、陰ありて上に居り、陽降りて初に居り、皆其の漸を失ふ、故に

漸は六爻多く吉、上に至りて愈吉、歸妹は初爻猶吉、上に至りて利しき所なきなり、

歸妹征凶、无攸利。

婦人嫁を謂ひて歸と云ふ、妹は女の少きもの、此の卦震の長男上に動き、兌の少女

之れに従ふ、故に名づけて歸妹と曰ふ、征けば凶と曰ふものは、少女の長男を悦ぶ

を以て戒めと爲し、利しき攸なしと曰ふなり、按ずるに、象辭唯臨と井と凶と言ひ、

否と剝と利しからずと言ふ、凶と不利を兼ねるものあらず、而して此の卦獨り之

れを兼ねるものは何ぞや、其の義は則ち象傳之れを備ふ、男女の相従ふ、正しけれ

ば則ち吉、卦三四相交る、夫婦の義に取る、然れども婦にして陽位に居り、夫にして

陰位に居る、所謂る正に非ず、是くの如くにして行ふは、禮法の容るゝ所に非ず、故

に征けば凶と曰ふ、婦人の道、順を以て利と爲す、三、兌の主たり、下二爻皆剛畫、三、柔

を以て剛の上に居る、乃ち肯て柔道を以て自ら安んぜざるもの、所謂る順に非ず、

是くの如くにして爲すことあるは、室家の宜しき所に非ず、故に利しき攸なし、此

の二象、皆六二の一爻を主として言ふ、六十四卦中、其の不吉、未だ是くの若きの甚だしきものならず、故に聖人之れを著はして、世の戒めと爲すなり、

象傳曰、歸妹、天地之大義也。天地不交、而萬物不興。歸妹、人之終始也。說以動、所歸妹也。征凶、位不當也。无攸利、柔乘剛也。

震は長男、天地に交はるの始め、兌は少女、地、天に交はるの終り、天地交はらざれば萬物興らず、故に歸妹を天地の大義と爲す、人道を以て言へば、男女交はらざらしむれば、則ち人道の絶ゆること久し、凡そ女は必ず男に歸して婦と爲る、婦妹は女の終り、婦の始めと爲す、相生と相續ぐ、茲れに由らざることなし、其の義亦天地と同じ、故に人の終始と曰ふ、夫れ少きを喜ぶものは人の情なり、故に下悦びて上動く、正に其の妹を歸ぐを以てなり、位當らずとは、三、兌の主爻と爲りて、陰を以て陽に居り、性極めて媚びて躁を爲し、四、震の主と爲り、陽を以て陰に居り、情動きて溺れ易し、三四本と應に非ず、徒に近くして相得るを以ての故に、三、上行して四に求めて、四遂に三に惑はさる、象、故に戒むるに往けば凶を以てす、柔、剛に乗るとは、下卦を以て言ふ、初二皆剛にして、三、其の上に居る、則ち三の婦たる知るべきのみ、兌

んや其の悦びを以て陽を動かす、勢必ず男欲にひかれて其の剛を失ひ、女寵に狎れて其の順を忘る、尊卑の序此れより乖き、唱隨の禮、此れより廢す、何の利しきこと之れあらん、凶と曰ひ、利しき攸なしと曰ふものは、皆六三に即きて教戒を致すなり

象傳曰、澤上有雷、歸妹。君子以永終知敝。

此れ専ら女の男を悦ばすを以て象を取る、震動きて澤搖く、女の挑むべきに似たり、君子夫婦の道久しからざる可らざるを知る、婚姻當に其の初めを正しくすべし、其の終りを永くせんと欲せば、則ち當に豫め其の敝れを防ぐべし、其の初め合ふことの正しからざるを視れば、必ず其の終りの敝れあるを知る、故に終りを永くし、敝れを知るを以て之を言ふなり、

初九、歸妹以娣、跛能履、征吉。○象傳曰、歸妹以娣、以恒也。跛能履、吉、相承也。

娣は第なり、次第を以て君に御するなり、古へ天子は一娶九女、諸侯は一娶三女と云ふ、娣とは妻の妹、妻に従ひて來るものなり、此の爻、位下にして正應なし、故に娣

に象どる、歸妹、娣を以すとは、妹を嫁するに娣をして之れに従はしむるの義なり、妹は三を指す、兌の兌たる所以は三なり、初九下に居て卑しと雖も陽剛の性あり、其才使令に任ずるに足る、故に跛能く履むの象たり、初は跛に非ず、自ら嫡妻と並び立つことを嫌ふ、故に能く履みて之れを跛に託す、己れ實は才ありて能く之れを斂め、以て嫡妻に承く、賢と謂ふべし、征とは進みて職事を爲し、嫡妻に承けて夫に事ふるなり、故に征けば吉と云ふ、初爻下に在るは履むの象、兌を毀折と爲す、故に跛と稱す、象傳の意、姪娣の嫡妻に従ふは、古今の常禮、故に恒を以てすと云ふ、常の禮を以て行ふを謂ふなり、相承くとは、跛者自ら行くと能はず、人に依りて乃ち行く可し、娣妾正室を承けて行くときは、則ち吉、其の嫡に承くるの義を得るを謂ふなり。

九二、眇能視、利幽人之貞。○象傳曰、利幽人之貞、未變常也。

此の爻、陽剛の體を具ふ、亦姪娣の才智ありて能く顔色を承け望みて、以て人に事ふるもの、本と眇に非ず、能く視て之れを眇に託す、亦以て嫡妻を避くるなり、此れ幽靜の女に非ざれば能くす可らず、故に幽人の貞に利しと云ふ、此の卦、惟二五應

あり、其の君に敵して後に並ぶことを恐る、故に利貞を以て之れを戒む、互離は視の象、兌之れを毀折す、故に眇と稱す、幽人は猶靜女と曰ふがごとし、象傳の意、才ありて徳の之れを助くるなければ、權寵の爲めに移されて、其の常を變ぜざるもの、鮮し、故に幽貞を以て利と爲し、常を變ぜざるを謂ふなり。

六三、歸妹以須、反歸以娣。○歸妹以須、未當也。

此の爻、陰柔にして中ならず、正に説の主たり、上に正應なく、特り九四に比するを以て、遂に身を以て之れに委す、下悦ひ上動く、少女長男相得て甚だ歡ぶ、聖人其の溺れて底り止まる所なきを慮り、是に於て禮を引き以て之れを節す、歸妹以て須つ、反歸娣を以てすとは、言ふこゝろは、妹已に歸ぐと雖も、毎に進御の序あれば、其の當夕に禮されば、必ず禮に循ひて之れを待ち、反りて其の居る所の室に歸り、其の娣の夕に當る者をして君の所に進御せしむるなり、娣は即ち初二是れなり、象傳未だ當らずとは、尙未だ君の御に當らざるを謂ふなり。

九四、歸妹愆期、遲歸有時。○象傳曰、愆期之志、有待而行也。

此の爻、上體に居り、成卦の主たり、長男にして少女の歸ぐを受くる者なり、是れ陽

剛と雖も震體にして陰位に居り、愆根未だ除かず、兌三の爲めに悦びて動かざる
こと能はず、故に期を愆ぐるを以て之れを勉めしむ、時を過ぎて未だ歸かず、故に
期を愆ぐと云ふ、遲は待なり、九四は妹の歸ぐ所、而して期を愆ぐるに至るものは、
剛を以て柔を履み、從容時を俟ちて、其の妹の正しきを全くするものなり、震東兌
西、相隔たること甚だ遠し、期を愆ぐるの象なり、象傳の意、禮義備はらざれば、以て
婚を成す可からず、九四期を愆ぐるの志、正に其の時の歸ぐ可きを待ちて、後に親
迎の禮を行はんと欲す、徒に近比に狂れて以て相悦ぶのみに非ざるを謂ひ、九四
當に此の如くすべきを勉むるなり、

六五帝乙歸妹其君之袂不如其娣之袂良月幾望吉○象傳曰帝乙
歸妹不如其娣之袂良也其位在中以貴行也

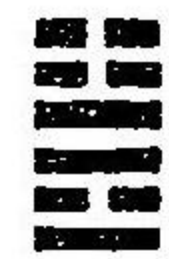
帝乙柔中を以て高位に居る、故に六五を取りて、其の徳に象どる、天子の女下りて
諸侯に嫁する、古へより然り、帝乙に至りて後に婚姻の禮を正しくす、帝乙歸妹と
稱するものは、三に告げて法を取ること知らしむる所以なり、三は即ち妹居る
所の位、其の君は妹を謂ふ、禮に夫人を稱して小君と曰ふ、其娣は即ち初二なり、袂

は衣袖なり、良は美好なり、帝乙其妹を嫁するに當り、妹の爲めに袂を製し、徳を尙
びて飾りを尙ばず、故に其の娣の袂の良きに及ばず、乾を上衣と爲し、兌を口と爲
す、乾の三畫皆奇、其の外一奇を變じて偶と爲すものは袂の象、下卦六三は娣の袂
なり、六五變じて奇と爲れば、則ち上六女君の袂と爲る、然れども必ず六五奇に變
じて後に成るものは、裁改して成るの袂の如く、下卦六三の袂、固有して自ら成る
もの、善きに如かず、夫れ婦人の性、未だ妬まざるものならず、帝乙の妹、嫁して其
の娣の袂を飾る、己れに勝ることを容れ、自ら寵を擅にせずして、其の娣の幸せら
れんことを欲す、志能く下に遜ぶものなり、月は太陰の精、后妃の象、望に幾しとは、
女君の謙盛んにして未だ盈たざるを謂ふなり、故に吉なり、中爻離坎、坎は東に映
じ、離は西に映ず、日月相望むの象なり、象傳の意、其の妹の袂は、帝乙の製する所な
るを明かにす、帝乙柔徳に體して中位に居り、行ふところ徳に在りて、區區の飾り
に事なきを謂ふなり、

上六女承筐无實士刲羊无血无攸利○象傳曰上六无實承虛筐也

女は六三の兌女を指し、士は上六の震男を指す、二爻皆陰、相合うて夫婦と爲るこ

と能はず、故に唯士女を以て之れを稱す、上六陰虛、婚を約して納幣の實なし、故に三其の虚筐を承く、三亦陰虛、徒に上の虚約を承くるのみ、酒食を具へて隣を招き、遠きに附き別を厚くするの義を盡すこと能はず、故に士其の死せる羊を封く、婚姻の成らざること知るべし、筐は則ち竹の成る所、上卦震を竹と爲す、又仰孟は虚筐の象なり、上爻離に變ず、亦中虚實なきの象、三、下より上に承く、故に承と曰ふ、下卦兌を羊と爲す、上爻離に變ず、戈兵を爲す、卦の象なり、三の約象坎にして血卦たりと雖も、互體離乃ち乾卦たれば、血なきの象なり、利しき收なしとは、婚姻成らざれば、人倫以て廢し、後嗣以て絶つ、何の往きて利しき攸あらんとなり、象傳の意、上六陰虚にして實なければ、則ち六三の承くる所は、乃ち虚筐のみ、此れ婚の成らざる所以なるを謂ふなり、



離上
震下

序卦傳に曰はく、得其所歸者必大、故受之以豐、豐者大也と、物の歸聚する所、必ず其の大を成す、故に歸妹の卦に次々に豐を以てするなり、雜卦傳に、豐多故親寡、旅也とあり、豐に富盛の象あり、旅に窮困の象あり、豐は盛大を以て憂ひ多く、旅は飄泊

を以て親寡く、豐の二は外より内に來る、故に故人多く、旅の四は内より外に往く、故に親戚寡く、多寡相反するを謂ふなり、此の卦、離を以て震に遇ひ、震を長君と爲し、君、上に作り、明、下に燭らす、故に崇隆豐大の業を爲す、然れども造物の理、財に豊かなるものは事多く、謀に豊かなるものは昏多し、卦象、雷霆上に喧く、離火下に燐く、万物奮興し、分疏已まざれば、神勞れ精竭き、委頓して墜蔽を爲す、夏日方に中し、雷雨暴かに作り、陽光晝晦きが如し、是を以て憂ふ可し、若し六五動きて中を得、明、實際會すれば、則ち皎日空に澄み、氣翳全く消す、風雨晦冥、何ぞ日を傷らんや、六五慶譽ある、豊たる所以なり、

豐亨。王假之。勿憂。宜日中。

豊は豆の豊滿せるもの、腆厚光大の義なり、此の卦、震上離下、王者其の明日の如く、其の威雷の如く、輝煌震動せざるなし、故に名づけて豊と曰ふ、豊を盛大と爲す、其の義自ら亨る、豊にして後に亨るに非ず、假は至なり、王之れに假るとは、王者此の時に至ると云ふのみ、天地既に平かなれば、其の勢必ず極盛に至る、其の至らざるを憂ひずして、其の已に至るを憂ふるなり、豊に憂ふるの道あり、而して憂ふるこ

と勿れと云ふ、蓋し知者皆能く憂ひ、而して空しく憂ふるは憂ふるなきに如かざるなり、當に其の作爲如何を思ふべし、憂ひて或は勢の爲めに格せられ、或は人に制せられ、起ちて之れを救ふと雖も、其の益なし、憂ひに始まりて憂ひざるに終るもの、皆是れなり、勿とは深切の辭、憂ふること勿るべしと謂ふに非ず、蓋し此に道あり、必ず憂ひざるべし、其の道安くに在る、曰はく豊の道、離明之れを主どり、震動を助く、宜しく當に日の方に中するが如く、其の明をして及ばざる所無からしむれば、則ち幽隱悉く照し、魍魅潜に消す、斯れ以て其の豊亨を保つべきなり、六五柔を以て尊位に居り、震體に屬す、震動憂恐の象あり、且六五上六皆陰柔にして上に在り、曾て豊を保つの何事たるを知らず、勢ひ必ず日中の業を壞るに至りて後に已まん、是れ則ち豊の大に憂ふる所なり、

彖傳曰、豐大也。明以動。故豐。王假之。尙大也。勿憂。宜日中。宜照天下也。日中則昃。月盈則食。天地盈虛。與時消息。而況於人乎。況於鬼神乎。

凡そ物の大なる二種あり、一は自然の大、一は人の闡弘するに由りて、大ならしむるもの、豊の大は乃ち闡弘の大、自然の大に非ず、此の卦離明震動、明かにして以て

動く、故に豊なり、尙大なりとは、王者此の時に至り、尙猶盛大と爲すなり、豊の時に當り、大にして未だ遇はず、故に尙大なりと曰ふ、憂ふると勿れ、日中に宜しとは、宜しく其の盛大を操持し、常に日中の時の如く、其の明普く天下を照さしむべきなり、日既に中すれば、勢ひ必ず昃くに至る、猶月の盈ちて勢ひ必ず食に至るがごとし、食は缺くるなり、下卦離日、中爻兌を西と爲す、昃くの象、二より上に至る、大象は坎月、中爻兌を毀と爲す、食の象、天地の大と雖も、其の盈虚時と消息せざるなし、盈虚は盛衰を謂ひ、消息は進退を謂ふ、况んや人に於て、豈獨り此の時と消息するの理に昧かるべけんや、鬼神に於て、又豈日に此の時と消息するの理を著しくせざらんや、今日の方に中する、其の未だ消せず、未だ虚しからざるに及びて、之れを圖れば、猶爲すべきなり、

象傳曰、雷電皆至。豐。君子以折獄致刑。

雷電同時にして至る、威炎盛大、故に此の卦を名づけて豊と曰ふ、君子此の象を見る、刑罰威獄は天の震耀に類するを以て、故に易雷電相遇ふに至れば、必ず刑獄に及ぶ、其の明かにして以て動くに取るなり、明かにして而して後に動く、刑施すべ

し、故に獄を折め刑を致すと曰ふ、蓋し世道大に亨るの時、正に百弊叢生するの日なり、獄は刑の未だ定まらざるなり、刑は獄の既に成るなり、折は其の至當の理を折衷するなり、致は此れより之れを彼れに致すなり。

初九遇其配主雖旬无咎往有尙。○象傳曰：雖旬无咎過旬災也。

配主は九四を謂ふ、此の卦、明動相資、初九は明の初九、四は動の初め、宜しく相須ちて以て其の用を成すべし、敵應すと雖も、相配するの義あり、故に配と曰ふ、他處の應を以て配と爲すものと同じからず、主は卦主なり、外卦震、四、震の主たり、故に主と稱す、配主とは、初の配する所は、即ち外卦の主なればなり、十日を旬と爲す、旬と雖も、咎なしとは、納甲を以て言ふなり、離は己を納れ、震は庚を納る、己より逆數して庚に至るを旬日と爲す、豐の時に當り、人心懈弛し、上下玩愒す、必ず明動相資くれば、則ち往きて功あり、嘉尙すべきことありて、之れに遇ふこと稍遲しと雖も、旬日に至り、猶以て咎なかるべし、若し更に遅くして遇はざれば、則ち不可なり、象傳の意、旬にして四に遇ふときは、天下の事、尙爲すべし、庚を過ぎて己より戊に入れば、則ち坎之れに納る、乃ち陰雨の時、綢繆すと雖も、亦及ぶことなし、故に災と爲すなり。

六二豐其蔀日中見斗往得疑疾有孚發若吉。○象傳曰：有孚發若信以發志也。

蔀は草の覆ふなり、斗は星の尤大にして見易きものなり、發は發蒙の發の如く、若は助語なり、二四の豐蔀、三の豐沛、皆草木蒙翳して蔽塞するの象、豐の時に當り、正夏にして、萬卉交作し、草木雜陳す、故に其の象を其の蔀を豐にすと爲す、五を天位と爲し、二を地位と爲し、三四を人位と爲す、日、中天に麗きて、光、地上を照す、故に二三四皆日中に象ざる、星盡く見えざるは、日光を避くるなり、日虧くれば、則ち星見ゆ、人、日を蔽うて窺へば、則ち星亦見ゆ、斗星は大にして見易し、二四の斗を見る、皆五を指して謂ふ、斗を車と爲す、中天に運す、故に五の象と爲す、五、柔暗を以て尊位に居る、之を斗と謂ふは可なり、之れを日と謂ふは則ち不可なり、二、仰ぎて之れを承く、故に日中斗を見るの象と爲す、言ふは、草の蕃盛する、日を障へて見えず、惟其の斗を見る、明かなれば疑ひなし、暗ければ、則ち疑ひ多し、五既に陰暗、二又陰柔を以て、往きて之に遇ふ、必ず五の猜疑を致す、疑疾とは、疑に依りて疾を得るなり、凡

(四四〇)

そ往くと言ふ者は、多く下よりして上に進むなり、初の往くは、上りて四に従ふなり、初は陽を以て陽に居て、四又陽故に往きて尙ぶとあり、二の往くは、上りて五に従ふなり、二陰を以て陰に居て、五又陰故に往けば疑疾を得、互坎を心病と爲す、疑疾の象、孚ありとは、四を指す、四、五と比して、坎の半體を得、故に孚と稱す、二は離の主と雖も、才柔にして開發する所ある能はず、惟四、君に近くして、剛陽の徳を具ふ、若し能く其の孚信を盡して、以て五の茹を撤すれば、則ち五必ず二の賢明任ずべきを知りて、之れと力を勦せ、以て共に日中の治を襄すこと難からず、五、四の發を得れば、則ち始め暗しと雖も、終に暗からず、故に吉なり、象傳の意、孚あり發若は、四を指して言ふ、信以て志を發すとは、一己の誠信を盡して、以て其の君の心志を感發することを謂ふなり、能く其の志を發すれば、則ち必ず賢明の二と相合ふ、亦往きて其の疑疾を貽すに至らざるなり、

九三豐其沛。日中見沫。折其右肱。无咎。○象傳曰。豐其沛。不可大事也。折其右肱。不可用也。

沛は草棘、草木の蔽ふ所、禽獸の匿るゝ所なり、沫は斗中の小星なり、上交を指して

言ふ、上は五の旁に居る、五を斗と爲せば、則ち上を沫と爲す、日中斗を見る、已に宜しき所に非ず、上六に至りては、則ち暗愈甚だしく、至小にして見難き星と雖も亦見るべし、蓋し權臣の君側に在りて其の明を蔽ふもの、其の右肱を折るは、九三を謂ふ、柔に變ずれば、互艮を肱と爲し、約象兌を毀折と爲す、右肱は則ち人の用るて最も便なるもの、賢智の才を以て、明君に遇へば、則ち能く天下に爲ることあり、今九三既に上六に掩はる、則ち爲ることある能はず、人の右肱を折るが如し、然れども此れ遇ふ所、其の人に非ざるが故にして、九三の失に非ず、故に其の義咎なきなり、象傳の意、邪人途に當るを以て、大事を成す可らず、右肱既に折るれば、終に用う可らず、與に爲すある可らざるを謂ふなり、

九四豐其蔀。日中見斗。遇其夷主。吉。○象傳曰。豐其蔀。位不當也。日中見斗。幽不明也。遇其夷主。吉行也。

夷主は二を指す、夷は即ち明夷の夷なり、此の爻變すれば、亦明夷と爲る、日中に斗を見る、下卦離明の體、已に五の掩を受けて、傷る、二、離の主たり、乃ち其の傷らるゝ所の主爻、故に夷主と曰ふ、亦猶初九の此の爻を稱して配主とするがごとし、此の

爻震に體す、震を蕃鮮と爲す、故に亦其の蔀を豊にすと曰ふ、二、陰柔と雖も、然れども離たる所以のものは、二にして乃ち明の體たり、四之れと遇ひ、引きて以て同じく升り、明動相資けて、以て力を戮せ、君を佐くるときは、則ち日中の盛、保つべし、故に吉と曰ふ、二の四に望むや、孚あり發若と曰ふ、四の二に契するや、其の夷主に遇ふと曰ふ、其の互に相倚重するの意見るべし、象傳位當らずとは、五は暗主にして、四、其の蔀を豊にするものは、處る所君に近きを以てなり、日中に斗を見るは、五の幽にして明かならざるが爲めなり、四、二に遇ひ、之れを引きて力を協せ、以て五に事ふるは、乃ち吉道を以て行ふことを謂ふなり。

六五來章有慶譽吉。○象傳曰。六五之吉有慶也。

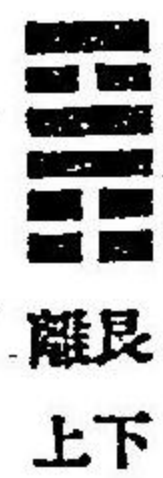
凡そ卦上よりして下るもの、之れを來と謂ふ、此の來の字、各卦の來に非ず、乃ち召來の來なり、六五の君、己れを虚しくし、賢者に下りて、以て之れを召來するを謂ふなり、下の四爻、剛柔交錯するは、則ち章なり、五、本と柔暗にして上に在り、慶譽を致すに足らず、然れども、下に初二三四の賢臣あり、五能く之れを招來し、之れをして各其の用を効さしむれば、則ち群賢彙集して、豊亨の世、保つべく、慶、厥の躬に集ま

り、聲、天下に聞ゆべし、故に吉と云ふ、免に變ずれば口とす、譽れの象あり、象傳の意、人の君たる者は、常に天下の豊を以て慶と爲す、慶するに天下を以てす、故に吉なるを謂ふなり。

上六豊其屋蔀其家闕其戸。聞其無人。三歲不覲。凶。○象傳曰。豊其屋。天際翔也。闕其戸。聞其無人。自戕也。

此の爻、陰柔の小人、天寵を専らにして、以て自ら其の身を豊潤する者なり、上六豊盛の極に居り、亢然として自ら高ぶり、其の居を豊大にして、以て得意を明かにす、家の幽深なる、草之れに生じて覆蔽す、故に其の屋を豊にし、其の家を蔀すと云ふ、之れを人に象どれば、深居して出づることなく、人を千里の外に距ぐ、人の之れに謁せんとするも、三歲にして一見を得ざるものあり、蓋し尊大の甚だしきなり、豈凶の將に及ばんとするを知らんや、故に其の戸を闕へば、聞其れ人なしと曰ふ、聞は大に目を張る貌、言ふは小しく之れを見る、後大に目を張ると雖も、亦人を見ざるなり、象傳の意、此の爻、上に在り、小過飛鳥の象あるを以て、其の屋を大にするは、鳥の天際に翔るが如きを謂ひ、又豊大の極、藏匿の深き、自ら視ること甚だ高く、人

敢て近づくことなく、人の彼れを絶つに非ずして、彼れ自ら人を絶つを謂ふなり、



離上

序卦傳に曰はく、豊大也、窮大者必失其居、故受之以旅と、豊盛にして、窮極に至れば、則ち必ず其の安んずる所を失ふ、故に豊の卦に次ぐに旅を以てするなり、衆、外に在る、之れを旅と謂ふ、蓋し聚れば則ち豊となり、散ずれば則ち旅となる、此の卦、内艮にして、外離、山止まりて遷らず、火に常體なし、常あるもの内に居り、常なきもの外に麗く、旅人の象なり、而して天子より庶人に至るまで、旅あらざるなし、天子に行在あり、諸侯に朝聘會同あり、大夫士の疆を出づる、庶人の商賈して利を營む、皆旅なり、語に曰はく、天下攘々皆爲利、往天下熙々皆爲利、來此れ僱言と雖も、四民の旅あらざることなきを知るべし、此れ旅の卦ある所以なり、

旅小亨旅貞吉

旅は客寄の名、其の本居を失ひて他方に寄る、之れを旅と謂ふ、此の卦、離上艮下山、止まりて遷らず、猶舎館のごとし、火、行きて居らず、猶行人のごとし、小亨とは、小にして亨るなり、亨る所のもの小なりと云ふに非ず、旅に處するの道、過ぎて剛なれ

ば則ち望がる、惟文明柔順の徳あれば、即ち以て亨ることを致すべし、六五是れなり、陰爻を小と爲す、故に小亨と曰ふ、旅は必ず主を擇ぶ、旅は其の地に非ず、且危きことを得、故に旅必ず貞にして吉、當に主とすべきものは六二なり、卦惟二三兩爻、其の正位を得、然れども三は剛にして中ならず、惟二五兩柔相應ず、主賓同徳の象あり、二を舍つれば、主とすべきものなし、故に貞を以て之れに歸す、

彖傳曰、旅小亨、柔得中、於外而順乎剛、止而麗乎明、是以小亨旅貞吉也、旅之時義大矣哉、

柔、中を得て剛に順ふ、此れ六五を以て、旅小亨の義を釋するなり、離は乾より變ず、坤の一柔、上卦の中を得て、乾の二剛に順ふを謂ふなり、止まりて明に麗くとは、此れ重卦を以て旅貞吉の義を釋するなり、内卦は艮止、外卦は離明、夫れ柔中五の如き、已に亨るの道ありて、復其の止まる所を得、吉ならずして何ぞ、故に之れを結び、是れを以て小亨る旅貞にして吉と云ふなり、旅の道たる、小なるが如し、然れども必ず柔中にして剛に順ひ、止まりて明に麗き、方に亨ることを得て吉なれば、則ち處し難きものは、旅の時、盡し難きものは、旅の義なり、人豈其の小なるを以て、之れ

を忽せにすべけんや、
象傳曰。山上有火旅。君子以明慎。用刑而不留獄。

火山の上に居り、草を逐ひて行く、勢久しく留まらず、故に旅の象と爲す、君子此の象を見る、獄の民に於ける、猶火のごとし、淹留すべきものに非ず、其の刑を明かにするは、罪の輕重を以て言ふ、火の照すに象とる、其の刑を慎むは、罪の出入を以て言ふ、山の鎮に象とる、既に其の獄を斷じ、當に罪すべきものは之れを罪し、當に宥すべきものは之れを宥す、復淹留せざること、山の火を留めざるが如くするなり、

初六。旅瑣瑣。斯其所取災。○象傳曰。旅瑣瑣。志窮災也。

瑣々は小なり、艮を小となす、故に瑣々と曰ふ、旅瑣々とは、羈旅の間、財利得失の毫末を計り、見る所のもの小なるなり、丈夫生れて四方の志あり、旅の初に處り、即ち財利の計を爲す、其細甚だし、志遠きに及ばず、斯は此なり、利に放りて行へば怨み多きの道、此れ其の災を致す所以なり、此の爻、離に變すれば、火と爲す、上下皆火、火災の象あり、象傳の意、志窮とは、心志窮促して淺薄なるを謂ふなり、

六二。旅即次。懷其資。得童僕。貞。○象傳曰。得童僕。貞終无尤也。

内卦を主と爲し、外卦を客と爲す、六爻惟二中に居り、正を得たり、乃ち主の賢者にして、六五と同徳相應ず、象に所謂る旅貞にして吉なるもの、即ち此の爻なり、即ち就なり、野宿を次と爲す、五、主を擇みて棲み、二を得て同徳依るべしと爲し、遂に暫く止まる、二亦相得て甚だ歡ひ、資財と童僕を以て之れに與ふ、此れ五、旅次の中に在り、既に財用ありて以て懷藏すべく、又人力の使令に供するに足るあるなり、艮を門と爲す、二、艮止の中に在り、次に即くは、安きを得るの象、資は齋なり、旅中用うる所なり、少を童と曰ふ、艮を少子と爲す、故に童と稱す、長を僕と曰ふ、艮を閹寺と爲す、故に僕と稱す、皆二を指して言ふなり、象傳終に尤なしとは、五の童僕を得る、實に貞道を以て之れを得るが故に、過尤なきを謂ふなり、

九三。旅焚其次。喪其童僕。貞厲。○象傳曰。旅焚其次。亦以傷矣。以旅與下。其義喪也。

旅の義たる、一宿すべくして、久しく處る可らざるものなり、此の爻、艮の主、乃ち止まるに一にして、變を知らざるもの、離火に逼られ、災、將に及ばんとするも、猶且野宿に狂れて、以て安しと爲す、燕雀の堂に居るが如し、此れ火の其の次を焚き、其の

童僕を喪ふに至る所以なり、二は次に即き、三は焚かるゝものは、二は離火を去ること遠くして、三は近ければなり、三、焚かるれば、則ち變じて坤と成る、艮の象に非ず、故に其の童僕を喪ふなり、九三位に當る、故に貞なり、但剛にして中ならず、止まりて動かず、禍を避け身を全くするの哲なし、厲きを免れざる所以なり、象傳の意、九三漂泊羈旅の人を以て、自ら次を焚くの災を招く、身を庇ふ術なし、亦傷むべく人久しく客たれば、則ち家を思ふ、苟も客を視ること家の如くなれば、則ち其の童僕の隨從するもの、亦必ず潰散して後に已む、故に其の義喪ふと謂ふなり、
九四、旅于處、得其資斧。我心不快。○象傳曰、旅于處、未得位也。得其資斧、心未快也。

處は旅と同じからず、出に對して之れを言ふ、處は止息間居の謂ひなり、下卦艮の性は止まる、上卦離の性は動く、此の爻、離に體して艮に變ず、故に旅于に處するの象あり、即ち剛明の徳を抱き、下を離れて上る、士の質を載せて疆を出づるものなり、方に一たび其の道を行はんと欲して、同徳の君に遇はず、徒に旅に處するのみ、故に資斧を得ると雖も快からず、資は用を爲す所以、斧は防を爲す所以、皆旅中需用のものなり、互巽利倍、資を得るの象、巽を木と爲し、木、金を貫くを斧と爲す、斧を得るの象、我れは九四自ら謂ふなり、四、心位に當る、故に心と稱す、柔に變ずれば、互體坎と爲る、亦不快の象、象傳の意、位を得ずして旅處す、故に資斧を得ると雖も、未だ快からざるを謂ふなり、

六五、射雉、一矢亡。終以譽命。○象傳曰、終以譽命、上逮也。

離を雉と爲し、又矢と爲す、矢は射る所以のもの、皆離の象なり、亡は即ち出亡の亡、離火炎上、故に出亡の象あり、離は文明のもの、射は君子の事、雉を射るとは、則ち文明の道に取るを謂ふ、此の爻、乾の剛健を舍て、離の文明を得、處ること中道を得て、以て剛に順ふ、象に小亨と曰ふもの此れなり、此の徳を以て旅の中に在る、終に必ず譽命ありて之れに及ぶ、一矢を挾みて出亡すと雖も、旅久しからず、譽は聲譽を謂ひ、命は眷命を謂ふ、互兌を悅と爲し、又口と爲す、譽れの象、乾に變ずれば、命の象、象傳の意、臣を以て言へば、則ち譽命は君の予ふる所、君を以て言へば、則ち譽命は天の予ふる所、皆上よりして逮ぶものなるを謂ふなり、

上九、鳥焚其巢。旅人先笑後號咷。喪牛于易。凶。○象傳曰、以旅在上。其

義焚也。喪牛于易。終莫之聞也。

九三の爻、艮の極たれば、則ち止まりて動くことを知らず、此の爻、離の極たれば、則ち動きて止まることを知らず、故に皆以て災を取るに足る、艮を黔喙の屬と爲し、上、柔に變ずれば、小過と爲る、又飛鳥の象あり、離を科にして上槁れたりと爲す、故に巢に象とる、上九、九三より來りて卦末に託す、飛鳥巢を營するの象あり、離を火と爲し、中爻巽を風と爲す、風熾んにして火烈し、巢を焚くの象あり、三の次を焚くは、離と近くして、他人の爲めに焚かるゝなり、上の巢を焚くは、離極に居るを以て、自ら焚くなり、上の進むことを好みて休まざるは、猶鳥の高く飛びて息まざるがごとく、必ず自ら其の巢を焚きて後に快し、旅人は上九を指す、上、人位に非ずして人と稱するものは、三より上に來るを以て、故に旅人と曰ふ、旅人先きに遠行を以て喜びと爲し、後に途窮まるを以て悲みを爲す、剛にして變ずることを知らず、剛に順ひ明に麗くものと相反す、其の號咷する、亦宜べなり、離火の聲、常なく、笑ふが如く、號くが如し、故に笑ひ號咷相繼ぐの象と爲す、向きには其の童僕を喪ふに過ぎず、今則ち其の車に駕するの牛を并せて之れを喪ふ、初より五に至る、坎に肖たり、車の象と爲す、離を牛と爲す、駕車前に在り、上變ずれば、則ち離體を喪ふ、易は即ち場、上は卦の盡くる處、疆場の地なり、故に牛を易に失ふと云ふ、夫れ既に大を窮めて居を失ひ、以て旅と爲る、然るに猶驕倨輕脫、我れ意氣を以て人を凌げば、人亦意氣を以て我れに加ふ、巢焚かれ、牛喪ひ、次を欲すれば、則ち其所なく、行かんと欲すれば、則ち其の資なく、凶自ら其の取る所なり、象傳の意、已に卦の終りに處る、更に行くべきの所なし、然るに炎上の性、自ら制すること能はず、勢其の巢を焚くに至りて後に已む、故に旅を以て上に在り、其の義焚くなりと云ふ、牛を易に喪ふが如き、蓬轉の人にして、安んぞ能く世に聞ゆるあらん、故に終に之れを聞くことなしと謂ふなり、



巽上下

序卦傳に曰はく、旅而无所容、故受之以巽、巽者入也、旅は親寡きの時なれば、巽順に非ざれば、容るゝ所なし、苟も巽順なれば、旅に困むの中と雖も、何くに往きて入ること能はざらん、故に旅の卦に次ぐに巽を以てするなり、雜卦傳に、兌見而巽伏也とあり、兌は柔上に見はれて、巽は柔下に伏し、見伏相反するを謂ふなり、卦たる

一陰二陽の下に伏す、陽の陰に於ける情本と相得て、陰又能く下る、其の陽に入るや、陽倂然として之れに聽く、一陰主となりて、二陽偏從す、故に巽の陰能く權り能く制す、怯懦の陰に非ず、又物の虚にして善く入るもの、風に如くはなし、一偶は虚に象どり、初に居るは入に象どる、風の虚に乗る、甚だ微にして、人覺えず、陰の陽に巽る、亦甚だ微にして、陽覺えず、其の象を君命に取るものは、命は聲ありて形なく、風も亦聲ありて形なし、然れども万物を撓ますものは、風より疾きはなく、風行きて万物鼓舞し、令出で、万民率ひ順ふものは、順なればなり、故に易剛を用うるを戒めて、而して剛を用うる、巽より善きはなし、六爻多く吉なり、惟上九の凶なるものは、其の巽たる所以を失へばなり、天下の至柔を以て、天下の至剛を馳騁するもの、其れ惟巽なるかな、

巽、小亨、利有攸往、利見大人。

巽は三畫卦の名、其の徳を入と爲し、又伏と爲す、之れを總ぶるに巽順の意なり、二巽相重なる、内外皆順、故に仍ほ名つけて巽と爲す、卦の巽と名つくる、本と柔の卑伏を取る、然れども一陰下に生じ、二陽位を遯れて之れに居る、亦巽の義あり、故に

彖傳曰、重巽以申命、剛巽乎中正而志行、柔皆順乎剛、是以小亨利有攸往、利見大人。

重は重複の義、重巽とは、上下皆巽なればなり、巽順にして入るは、即ち命令の象、卦體陰陽交はらずと雖も、陰皆陽に承く、命令下に入るの象あり、君子重巽の義に體して、以て其の命令を申復す、申は重複なり、丁寧反復の意なり、剛は二五を謂ひ、柔

は初四を謂ふ、二五事を用ふるの地に據ると雖も、成卦の主は初と四とに在り、陰始めて生じて、陽之れに異ふ、二五は其の最も近きものなり、故に剛と雖も異の義あり、中に異るものは九二なり、中に異りて且正しきものは九五なり、惟二五剛にして中正に異れば、則ち暴急物に忤ふが如きことなし、故に、命、下に格せずして志行ふべし、柔皆剛に順ふとは、剛中正たりと雖も、柔若し剛に順はざれば、何ぞ其の命を申ぬる所あらん、初四各卦下に居り、柔皆剛に順ふ、違逆することなし、故に小亨以下の義を成すことを得るなり、

象傳曰、隨風巽、君子以申命行事。

巽の象を風と爲す、風は天の號令、其の物を吹くや、物鼓動せざることなし、詔令の人に入る、亦風の物を動かすが如し、隨風とは相繼ぐの義なり、古への命を出すものは、必ず反復して之れを申ね戒む、然る後に其の事天下に行ふべし、命は風の象、申命は前の命を申ぬるにして、隨風の象、行事は其の命中の事を行ふを謂ふなり、

初六進退利、武人之貞。○象傳曰、進退志疑也、利武人之貞、志治也。

此の爻、内卦の主、上に應與なく、進みて陽に従はんと欲し、又退きて下に安んぜんと欲す、疑を懷きて自ら決すること能はず、進退の象あり、夫れ民は共に成るを樂むべく、與に始めを慮り難し、令の始めに居り、未だ令に服すること能はず、故に上に在る者、武人の貞を用ゐて、以て之れを整ふるに利し、武といふものは、其の柔懦に聽すに非ず、貞といふものは、嚴酷に一なるに非ざるなり、軍中の法、三令五申、又巽申の象なり、象傳の意、志疑ふ、志治まる、俱に初六の志を以て言ふなり、疑はざれば則ち治まる、治まれば則ち陽に従ふに果して、進退の惑ひなきなり、

九二巽在牀下、用史巫、紛若、吉、无咎。○象傳曰、紛若之吉、得中也。

初陰下に在り、二陽上に在り、牀の象、牀は初を指して言ふ、巽して牀下に在りとは、二卑巽、牀下に在るの初六に卑巽するなり、初は民の象、民柔順なれば則ち國安し、九二陽を以て陰に居り、五の令を承けて以て之れを民に致す、愷悌の意あり、巽の時、陽亦巽を以て善と爲す、蓋し剛強自ら處るは、順服の人を懷柔する所以に非ず、史は、祭祀の時、策書を作りて、神に告ぐる者、巫は、祓禱の時、歌舞を爲して、神に事ふる者、互免を巫と爲す、故に、史巫の象あり、紛若は、雜出の貌、猶多方と云ふがごとし、互免を口舌と爲す、故に紛若の象あり、二、巽して以て初に下ると雖も、猶初め諭ら

九三頻異吝。○象傳曰。頻異之吝。志窮也。

此の卦陽爻の能く異するもの、惟二五兩爻而して三上は皆能はず、三の頻異するものは、上下卦の交に居り、下卦を以て言へば、己れ實に上に居て、其の初に異せんことを欲し、上卦を以て言へば、己れ實に剛に體して、乘る所に異することを免かれず、之れに下れば則ち心服せず、之れを制すれば則ち力能はず、故に頻蹙して之れを待つ、陽を以て剛に居り、務めて卑異を爲す、其の心を樂む所に非ず、故に吝と曰ふ、象傳の意、志意窮屈し、其の異するや、已むことを得ざるに迫る、是を以て頻蹙して樂まざるを謂ふなり、

六四悔亡。田獲三品。○象傳曰。田獲三品。有功也。

此の爻陰柔にして援けなく、承乘皆剛、宜く悔あるべし、然るに陰を以て陰に居り、異の正を得、異の主と爲りて、上體の下に居る、上に居て能く下る、故に其の悔亡ぶることを得、其の象田獵に三品を獲ると爲し、能く承乘應三爻の歡心を得ると爲す、四は上卦に於て地の位、故に田とす、互離を罔罟と爲し、戈兵と爲す、蒐獵の象、異利倍、故に多く三品を獲ると爲す、象傳の意、四の獲る所多く、三品の異なるありと雖も、皆之れを君に献ず、故に功ありと云ふなり、

九五貞吉。悔亡。无不利。无初有終。先庚三日。後庚三日。吉。○象傳曰。九五之吉。位正中也。

五は尊位、命令の出づる所、處ること中正を得れば、則ち異の善を盡す、象傳所謂る剛にして中正に異するもの、是れなり、悔は貞に對して言ふ、貞は變ぜざるなり、悔は變なり、貞にして吉を得、故に悔亡ぶへし、異疑ひ多し、故に利しからざるなきを以て之れを決す、初なくして終りあるは、正に所謂る利しからざるなきものなり、初なきは内卦を以て言ふ、庚に先きだつ三日なり、終りあるは外卦を以て言ふ、庚に後る、三日なり、夫れ民の迷ふこと固より久し、驟かに告戒を用うるも、物情堪へ難し、故に初め皆説はず、申ねて之れを命じ、其れをして自ら化せしむ、初め未だ利しからずと雖も、終に利に歸す、其の中に轉移して、人に入ること甚だ深く、效を取ること甚だ遠し、先庚三日、己に家ごと之れを諭し、復之れに加ふるに後庚三

日を以てす、其の諄々を憚らざること、是くの如し、上の吉は徳を以て言ひ、下の吉は化を以て言ふ、象傳の意、五、中に居て、九、正を得、剛、中正に巽す、此れ其の志行はるゝ所以なるを謂ふなり。

上九、巽在牀下、喪其資斧、貞凶。○象傳曰、巽在牀下、上窮也、喪其資斧、正乎凶也。

此の爻の辭、二の巽牀下に在ると同じからず、二は初に巽するもの、上は三に巽するものなり、三、四の下に在り、故に亦牀下と稱す、卦、初四を以て巽の主と爲す、上九剛を以て絶遠の地に居り、下と相巽入すること能はず、貴くして位なく、高くして民なし、初と四と之れに與することなし、已むことを得ずして、三を求めて以て應と爲さんとす、故に牀下に卑巽するの象あり、然れども上九既に其の資斧を失ふ、三に巽すと雖も何の益あらん、巽利三倍、故に資と爲す、巽を木と爲す、二、三、四互兌を金と爲す、金を以て木を貫くを斧と爲す、三、四、五互離を戈兵を爲す、亦斧に象とる、要するに皆上九の有と爲らず、則ち喪失の象なり、夫れ資は徳を施す所以、斧は權を操る所以、徳と權とを兼ねて、然る後に以て人に入るべし、上九の其の資斧を

失ふ、此くの若くなれば、徳以て衆を懷くるに足らず、權以て令を行ふに足らず、縦ひ下三に求むるも、三亦應に非ず、誰れか其れ之れに與せん、此れを守りて正と爲し、變ずることを知らざれば、凶知るべきのみ、象傳の意、上窮まるとは、與なきに窮まるが故に、三に求めんとするを謂ひ、正乎凶也とは、貞固の二字を釋するなり、



兌兌上下

序卦傳に曰く、入而後說之、故受之以兌、兌者說也、人の事を處し物に接する、苟

も心深く其の中に入れば、則ち說ぶべきの理、自ら出づ、故に入りて後に之れを說ぶと曰ふ、是を以て巽の卦に次ぐに兌を以てするなり、兌は說ぶなり、此の卦、巽に反す、巽は二陽上に在り、一陰下に入る、故に陽順ひて下に來る、兌は二陽下に在り、一陰上に出づ、故に陽悦びて上に往くなり、其の象を澤と爲すものは、坎は陽を以て陰中に實て、水の地を行くに象どり、兌は陽を以て坎の下を承く、故に澤の澌水に象とるなり、澤、水を含めば、則ち草土潤ひを生む、衆流を納るれば、則ち淨垢兼ね容る、又其の體本と乾にして、陰氣三索の餘、陰頂に出づ、少女の天治なるが如し、皆說びの象なり、

兌亨利貞。

(四六〇)

兌は本と三畫卦の名、一陰二陽の上に進む、氣の外に舒散する、悦の意あり、故に名つけて兌と爲し、其の義を悦と爲す、二兌相麗く、内外皆悦ぶ、故に仍ほ名つけて兌と爲す、天地悦べば則ち万物生じ、人心悦べば則ち萬事通ず、故に兌に亨るの道あり、然るに悦の道必ず真正に利し、若し悦ぶに道を以てせざれば、則ち妄悦と爲す尤も以て戒めざる可らず、故に六爻皆分ちて利貞の事を言ふ、利貞は戒の辭なり、象傳曰、兌說也。剛中而柔外。說以利貞。是以順乎天而應乎人。說以先民。民忘其勞。說以犯難。民忘其死。說之大。民勸矣哉。

兌は說なりとは、是れ不言の說なり、人心義理の說ぶ所、言語口舌に在らず、故に說の字、言を去るを兌と爲す、兌の說たる所以なり、剛中は二五を指し、柔外は三上を指す、外柔悦と雖も、中實は剛介、是れを說びて以て貞に利しと謂ふ、若し柔外に見はれて、而して内剛ならざれば、則ち邪佞の說びなり、夫れ易に天道あり、人道あり、上兌の說びは、必ず天に順ふものなり、下兌の說びは、必ず人に應ずるものなり、之れを天理に揆りて順、是れを天に順ふと謂ふ、之れを人心に問ふて安き、是れを人

象傳曰、麗澤兌。君子以朋友講習。

に應ずと謂ふ、今夫れ民に率先して、民をして勞するに至らしめ、大難を犯して、民をして死に至らしむ、此れ說びを求むるものに非ず、然れども、民、時ありて其の勞と死とを忘る、則ち說びの至りなり、勞せざれば、以て逸することなく、死せざれば、以て生ずることなし、是を以て勸みて勞し、且死するに至る、夫れ民を勸むると、民の勸むと、相去ること遠し、唯說びを求むるに心なきもの、乃ち能く民をして說ばしむ、是を以て聖人之れを大なりとして曰く、說道の大なる、其れ民をして自ら相勸ましむるに在るかな。

兌を澤と爲す、兩澤相麗き、交も相浸潤す、互に滋益あり、君子其の象を觀て、以て朋友講習す、同門を朋と曰ひ、同志を友と曰ふ、講は義理を講明するを謂ふ、兌の兩口相對するは、講ずるの象、講じて又講ずる之れを習と謂ふ、從容討論して、義理を求め、以て其の心を說ばしむ、徒に首を聚めて、懼びを爲すのみに非ざるなり、初九、和兌吉。○象傳曰、和兌之吉、行未疑也。

人の天地と並び生ずるものは、惟是れ兌にして、自ら娛樂するものも、亦惟是れ兌

なり、是れを舍つれば、則ち人たることを樂むなし、然れども兌は天地の柔氣なり、故に象戒むるに貞を以てして、而して爻毎に夫の剛を善しとす、六畫惟初のみ陰に比せず、四に應なく、三に欲なく、二に繫なく、初心未だ渝らす、廓然大公、説ぶの正しきものなり、故に吉と言ふ、象傳の意、陰陽相比すれば、則ち疑ひなき能はず、獨り初爻比なければ、則ち疑ふ所なし、故に行未だ疑はざるなりと云ふ、初九の如きものは、天に任せて行ふものなり、

九二孚兌悔亡。○象傳曰。孚兌之吉。信志也。

此の爻陰柔に承比す、陰柔は小人なり、之れを説べば、則ち當に悔あるべし、二、剛中の徳ありて、孚信中に充つ、小人に比すと雖も自ら守りて失はず、説びて剛中を失はず、故に吉にして悔亡ぶるなり、象傳の意、心の存する所を志と爲す、初は三を去ること遠し、特り志信すべきのみならず、行ひ亦疑ふべきに涉らず、二は三を去ること近し、行ひ疑ふべきを免かれずと雖も、志は則ち信すべきを謂ふなり、

六三來兌吉。○象傳曰。來兌之吉。位不當也。

此の爻、下兌の主爻なり、處ること中正ならず、上下卦の交に立ちて、人の説びを求

む、然れども同體の初と二と許さず、上、四に比するも、四亦許さず、蓋し初二四皆陽剛の徳を備ふ、乃ち君子なり、之れを説ばしむるに其の道を以てせざれば説ばず、親みを求めて、反りて疎んせらる、豈凶ならずや、象傳の意、陰柔にして中正ならず、凶を致すを謂ふなり、

九四商兌未寧。○象傳曰。九四之喜。有慶也。

商は商度なり、此の爻、九五の中正を承くるを徳と爲す、亦六三の柔和に比するを惑ひと爲す、徳も説なり、惑ひも亦説なり、説ぶ所のものを商度して、未だ定まらず、其剛を以て柔に位し、半ば動き、半ば靜かなるが故なり、約象巽を不果と爲す、商の象あり、坎に變すれば加愛と爲す、未だ寧からざるの象あり、兩間之れを介と謂ふ、介は分限なり、故に人節守ある、之れを介と謂ふ、三は下體に居り、四は上體に居る、夫れ美疾は藥石に如かず、三の我れを悦ばしむるは美疾なり、介して之れを隔て、近づくことを得ざらしむるに非ざれば、其の疾たらざるもの鮮し、介疾喜ひありとは、疾去りて後に喜びあるを謂ふなり、疾と喜と相反す、坎に變すれば、心病と爲す、疾の象、本卦兌を説と爲す、喜の象、象傳の意、九四此の位に居り、乃ち能く六三を

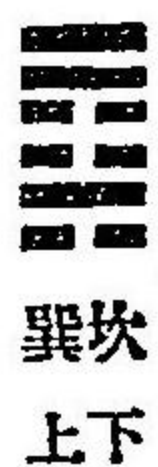
截斷し、害を爲さしめざるもの、甚だ變ずべきを謂ふなり、又六三は君心の疾を爲すものなり、九四は鍼艾なり、故に九四は六三の甚だ喜ばざる所なり、六三喜ばざれば、則ち九四喜びあり、九四の私喜に非ず、天下國家の大慶なり、

九五、孚于剝、有厲。○象傳曰、孚于剝、位正當也。

五上相比し、坎の半體を得、故に孚と稱す、剝は上六を指す、兌秋の終り、九月を剝となす、故に剝と稱す、剝は五陰を以て一陽を消す、上六一陰亦之れを剝と謂ふものは、君を陽剛の主と爲す、君心一たび搖げば、則ち衆心皆敗るゝが故なり、君子兼ね容るゝの量あり、至誠を以て人を待つ、故に陽を剝するの陰と雖も、亦孚して之れを信ず、然れども便佞善柔の輩、最も人を説ばしめ易し、若し其の己れを害することを虞らずして、之れを信ずること深ければ、則ち剝の勢成る、危厲の道なり、故に厲きことありと云ひて之れを戒むるなり、震に變ずれば、恐懼と爲す、厲の象あり、象傳の意、此の爻、陽剛中正にして、位正當なり、正しければ、則ち以て小人の奸に勝つに足り、當れば、則ち勢ひ以て小人の命を制するに足るを謂ふなり、

上六、引兌。○象傳曰、上六引兌、未光也。

此の爻、外卦の主、下六三に應じ、同類相召び、互に相牽引して以て説びを爲すものなり、互體巽を繩とす、上六の下に居る、故に上六之れを引く、皆陽を剝する所以なり、五に厲きありと言へば、上に凶を言はざること知るべし、六三上六皆陰を以て質と爲し、説を以て事と爲すものなり、然れども三は柔を以て剛に居り、動きて説びを求む、其の情狀知り易し、又五を去ること遠く、其の害尙淺し、上は柔を以て柔に居り、靜かにして説びを致す、其の機謀測り難し、又五を去ること近く、其の害たること獨り深し、三必ず上の引くに藉りて後に達し、上亦必ず三を引き以て助けと爲すなり、象傳未だ光らずとは、上六陰柔を以て説の極に居り、其の忠を詐り智を譎る、容れらるゝことを取るに善くして、比周に巧みなる、心術曖昧測る可らずして、畏るべきを謂ふなり、



坎上下

序卦傳に曰はく、説而後散之、故受之以渙、渙者離也と、人の氣愛ふれば、則ち結聚し、説べば、則ち舒散す、故に説に散ずるの義あり、是を以て兌の卦に次ぐに渙を以てするなり、雜卦傳に、渙、離也、節、止也とあり、止まれば、則ち聚まりて離れず、離るれば、

則ち散じて止らず、此れ離止相反するを謂ふ、蓋し渙水風に遇ひて散じ、節水澤に入りて止まるの象あればなり、夫れ天下の害、鬱結より甚だしきはなし、凡そ人身の血氣調はざれば、則ち疾作り、憤懣して舒びざれば、則ち争ひ成る、渙は其の適を調へて、其の憤りを舒ばす所以なり、人心渙せざれば、則ち固我あり、國家渙せざれば、則ち梗化あり、朝廷渙せざれば、則ち朋黨あり、天地渙せざれば、則ち否隔あり、故に心に渙すれば、則ち物を忘れ、事に渙すれば、則ち理に順ひ、治功に渙すれば、則ち泰平なり、天下の亂を銷して、万事の盤錯を解くものは、渙に如くはなし、君子渙を貴ぶ所以なり。

渙亨。王假有廟。利涉大川。利貞。

渙は流散の義なり、此の卦、巽上坎下、風、水上を行き、水、風に遇へば、則ち渙散す、渙は險難を解散す、亨る所以なり、九五の君、惟一心以て有廟に假り、下、六四の佐を用う、以て大川を渉るに利しかるべし、卦の重んずる所のもの、二四兩爻に在り、坎たる所以のものは、二、巽たる所以のものは、四、四、坎險の中に在り、四、巽風を以て之れを吹き散すれば、則ち險化して夷と爲る、五、己れを恭くして中に在り、惟廟に至り亨

を致すのみ、互艮を宗廟と爲す、廟の象、五、艮の上畫に當る、王、祭祀して廟中に在るの象なり、坎を大川と爲し、巽を木と爲し、風と爲す、巽、坎上に在り、舟に乗るの象、舟に乗りにて風に遇へば、則ち大川渉るべし、利貞は亦四五兩爻を主として言ふなり、象傳曰、渙亨。剛來而不窮。柔得位乎外而上同。王假有廟。王乃在中也。利涉大川。乘木有功也。

剛來りて窮まらずとは、二險中に來りて、出でざれば、則ち窮まる、然るに四の風之れを散ずれば、則ち震起ありて、坎陷なし、故に窮まらずと曰ふ、四、柔位を外に得て、剛中の五と同くす、險陷兩柔と與にするに非ず、五に二四功を同くするの用あり、何の險か流散せざらん、是れ渙の亨る所以なり、王乃ち中に在りとは、廟中に在るの謂に非ず、王者の心、渾然中に在れば、則ち其の孚言はすして、儀文の外に著るものあり、宜べなり、其の精神の祖考と相感格するや、即ち五爻の象、王乃ち中に在り、北辰の其の所に居るが如く、號令四出して、民皆之れに順ふ、即ち風、水上を行き、水に順ひて舟を行る、何の不利か之れあらん、故に木に乗りて功ありと謂ふなり、象傳曰、風行水上。渙。先王以享于帝。立廟。

初六用拯馬壯吉。○象傳曰。初六之吉。順也。

風の水上を行く、渙散の象あり、先王渙散の中に居り、安然として争はず、自ら長久の計を爲す、宗廟既に立ち、帝を享するの位定まりて、天下の心、始めて繫る所あり、故に渙の象を見るや、民の散ずるを憂ひ、廟を立て、以て其の心を收拾す、招携を爲す所以の術、皆民心を統攝して、堅く之れを凝らす所以なり、

拯は救なり、馬壯とは、二を謂ふなり、二、坎の中畫に在り、美脊の馬とす、互震初畫を作足の馬とす、馬壯の象、此の爻、乃ち九二を陥しいるゝもの、故に之れに告げて曰はく、茲の險難の時に當り、必ず其の陽を陥しいるゝの念を轉じ、馬の壯なるものを用ゐて、以て之れを救へば、則ち吉なり、蓋し初四本と應、四、小人を渙して、以て君子を險より出ださんと欲す、故に初、四の志を喻りて動き、能く二を險中に救へば、則ち二の險を出づること望むべし、二の吉は、則ち初の吉なり、象傳順とは、理に順ふを謂ふ、陽を陥しいるれば、則ち理に拂ふなり、

九二渙奔其机悔亡。○象傳曰。渙奔其机。得願也。

此の爻、陽を以て陰に居る、險中に陥り、計りごと出づる所なし、人、机に據り、坐して

六三渙其躬无悔。○象傳曰。渙其躬。志在外也。

以て安しとするが如し、悔あるを免れず、若し險難を渙散せんと欲すれば、必ず其机より奔り出で、亟かに之れを去り、然る後に其の悔、則ち亡ぶべし、此の爻、坎に體す、互震動機あり、奔るを貴ぶ者は、其の震と爲りて、坎と爲らざるを欲するなり、象傳の意、机より奔れば、則ち其の渙を濟ふの願ひを得るを謂ふなり、

二、下卦の中に居る、躬の象、艮の卦、諸躬に止まるの躬と同じく、皆背を主として言ふ、三、本と九二を陥しいるゝもの、今六四上に在り、巽風の主と爲りて、以て之れを渙す、二、既に方に奔る所あり、四、更に以て羣とせされば、三、其の身を容るゝ所なし、四に群するも不可なり、二に乗るも不可なり、則ち唯二に背きて上行し、以て其の正應の上九に就くことあるのみ、而して上九固より去りて、逃く出づるもの、即ち世を避くるの士なり、三、之れと同一、遂れて、以て賢者に避け、敢て終りを怙みて、以て陽を陥し、いれざれば、則ち以て悔なかるべし、象傳外とは、志、外卦の上九に在るを謂ふなり、

六四渙其群元吉。渙有丘匪夷所思。○象傳曰。渙其群。元吉。光大也。

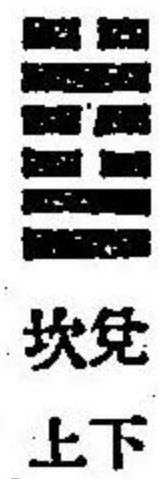
初六六三六四皆陰畫なるを以て羣と稱す、其の群を換すとは、其の同類の私黨を換散するを謂ふ、四は正位に居り、心に私繫なく、既に初に應せず、又三に比せず、故に、其の群屬するものを換散す、蓋し天下の患ひ、朋黨より大なるはなし、四は乃ち君に近きの位、惟ふに天下方に群して、吾れ大臣亦群を爲す、安んぞ可ならん、吾れ吾が群を換して、朋黨の累を絶たば、天下當に吾が公に服して、吾が心に歸すべし、此れ大善にして吉なり、元は陽徳なり、四、惟群を換す、上に同くする所以、五に同すれば、則ち陽と同徳、故に元吉と曰ふ、三四五艮に體す、丘と爲す、換して丘ありとは、其の小群を換散するの時、丘山靜鎮の體あるなり、夷は等なり、下、二陰を指して言ふ、二陰四を以て同類と爲し、方に私心を以て四を窺ふ、四、必ず俯して我れと相繫援せんことを思ふ、今乃ち之れを望む、峨々として高山の若し、此れ豈其の夷輩思慮の及ぶ所ならんや、巽風險を散ずるの主たり、六四は巽の主たり、卦の換を成す所以のもの、此の一爻に在り、象傳の意、私群に就けば、則ち闇と爲し、小と爲す、光大とは、闇小の反なり、

九五、換汗其大號、換王居、无咎。○象傳曰、王居无咎、正位也。

巽を命令と爲す、故に號と稱す、五を君と爲す、又陽爻、故に大と稱す、君は令を出だし、臣は君の令を行ひて、之れを民に致すものなり、是れを以て五に大號の象を取る、人の疾を散じて、之れをして愈えしむるものは汗なり、天下の難を解きて、之れをして安からしむるものは號令なり、其の大號を換汗すと云ふものは、王者天下を以て一身と爲し、周身の汗を換せんと欲す、其れ必ず大號ありて、天下と更始して後に可なり、凡そ大命令の下る、大政事の布く、大財用の發する、散ずれば則ち和風と爲り、潤へば則ち甘雨と爲る、人の汗出で、而して一身に遍く、皮毛爪甲沾ひ透らざることなきが如し、夫れ是くの如くなれば、則ち群邪の鬱積、盡く換して、而して天下の險難、亦庶くは解く可し、然れども換する所のものは、必ず王の居る所の者よりして之れを換す、王は五に居り、中心爲ることなく、以て至正を守り、必ず其の誠意をして、四方に浹洽せしめ、万姓をして、咸な大なるかな王の言と曰ひ、又一なるかな王の心と曰はしめ、而して後令出で、惟行はれ、反汗の咎なかるべし、象傳の意、號令の出づる、一に九五王居の正位に本づけば、則ち元に體し、正に居り、民敢て信從せざるなし、故に咎なきを謂ふなり、

上九ハ換ス其ノ血ヲ去リ逃レ出ル无シ咎ヲ○象傳曰ク換ス其ノ血ヲ遠ク害ス也ニ

此の卦初と三と皆陽を陷しいるゝもの然れども初と四と敵應して三と上と相應ず故に初猶ほ四の換して以て九二を拯ふことを畏る而して三剛に乗り其の應あるを恃み將に隱伏を爲し險盜を爲さんとする至らざる所なし四の尤も急に換せんと欲するもの上若し下りて三に従へば則ち四將に起りて并せて之れを驅除せんとす上其れ殆し是れ必ず其の血を換し且つ去り逃く出でゝ然る後に可なり應爻坎を血卦と爲す其の血を換すとは其の血を換離して霑灑せしめざるなり逃は遠なり去り逃く出づとは言ふは之れを去りて遠く卦外に出づるなり象傳害に遠ざかるとは巽順以て坎血の害に遠ざかるの義なり換は乃ち小人を去るの卦天下の亂皆小人の黨あるに起る小人の黨散じて天下の亂亦自ら平かなり



序卦傳に曰はく換者離也物不可以終離故受之以節と夫れ換は離披解散の意離るれば則ち散漫遠く去りて止まらず故に必ず制度を立てゝ以て之れを整飾す

節亨苦節不可貞

故に節の卦を以て換に次ぐなり節は其の散ずるを節するなり人情鬱結すれば則ち散ぜざる可らず既に散ずれば則ち節せざる可らず此の卦澤を下にし水を上にす物の行きて節ある水に如くはなし盈つれば則ち進み坎あれば則ち止まる能く水を節するものは澤に如くはなし平かなれば則ち受け滿つれば則ち溢る故に節と曰ふ節の字竹に从ふ竹に節あり以て其の通を止む通すること極まりて塞り塞ること極まりて通ず通塞の均き之れを節と謂ふ子思曰はく喜怒哀樂の未だ發せざる之れを中と謂ふ發して皆節に中る之れを和と謂ふ有子曰はく禮の用は和を貴しとす禮を以て之れを節せざれば亦行はる可らずと故に節以て和を致し和以て節に中る中らず和せざれば節と爲す可らず夫の仕止久速可もなく不可もなきは聖人の節なり日月往來寒暑代謝し四時以て序し歳功以て成るは天地の節なり之れを見て以て節の義を知るべし

節は竹節の節其の節均く分限ありて踰越す可らざるを謂ふなり此の卦坎下兌上坎澤水を節するなり水の流るゝや極まりなくして澤の流るゝや限りあり限

りあるを以て、限りなきを畜ふ、故に節と曰ふ、節に亨るの道あり、其の過ぐるを抑へて、之れを中に歸するを謂ふなり、節は則ち中に適し、固より天下に通行すべし、性の自然に出で、矯するに非ず、情の同く然るに適して、厲きに非ず、節するに天を以てして、自ら其の節を知る、天下を節して、天下亦其の節たるを忘る、故に節に中る之れを和と謂ふ、故に亨るなり、然るに節を以て苦とするものは、則ち必ず節せざるを以て甘と爲す、故に其の道たるや、貞す可らず、上六是れなり、

象傳曰、節、亨、剛柔分、而剛得中、苦節、不可貞、其道窮也、說以行險、當位以節、中正以通、天地節、而四時成、節、以制度、不傷財、不害民。

乾は純剛なり、坤は純柔なり、純なれば、則ち節なし、今坤五の柔を分ちて三に來り、以て乾を節し、乾三の剛を分ちて五に往き、以て坤を節す、分れて、則ち節あり、剛中を得るとは、九五を以て言ふ、九往きて五に居るは、上卦の中を得るなり、先きに坤柔を以て中を得、柔安んぞ能く節せん、今剛を以て中を得れば、則ち大君甘節の吉ありて、以て天下に通行すべし、此れ節の亨る所以なり、苦節の人の如き、既に節を以て苦と爲せば、則ち節の甘きを知らず、故に其の道窮塞して、通ず可らず、説びて

以て險を行ふとは、二體を以て言ふ、下兌説にして、上坎險なればなり、夫れ人心縱まゝなり、易く、而して之れを節するは、其の欲する所に拂る、故に必ず和悦して以て之れを行ふなり、位に當りて以て節し、中正にして以て通ずとは、申ねて九五居る所の善を言ふなり、陽剛位を得、節の主と爲りて、以て節の道を行ひ、中を履み、正に體し、節の道を具へて、以て節の用を妙にす、象の所謂る節は亨るもの、此れなり、天地節して四時成るとは、天地亦節あり、故に能く四時を成す、天地の數六十、此の卦、適に六十卦に當る、三百六十爻、一歳三百六十餘日と相當る、夫の冬後春あるは、剛を以て柔を節するなり、夏後秋あるは、柔を以て剛を節するなり、此くの如くに、して、能く四時を成す、聖人節の道を以て、長短大小の度を制し、品式備具し、一に禮に範して、財を傷らず、入るを量りて出すを爲し、民の時を害せず、皆節の道に従ふなり、

象傳曰、澤上有水、節、君子以制數度、議德行。

水の澤に在る、盈つれば、則ち溢れ、平かなれば、則ち鍾る、此れ節の象なり、君子節の象を觀て、以て數度を制す、數は一十百千万なり、度は分寸丈引なり、凡そ物の大

初九不出戶庭无咎。○象傳曰。不出戶庭。知通塞也。

戸庭は戸外の庭、門庭は門外の庭なり。此の爻前に九二の一畫あるは、戸の象、九二の前に六三あるは、門の象、並に互艮其の前に臨む、故に皆出でざるの象あり、節の卦、習坎に異なるものは、初爻一奇を以て兌澤の庭を塞ぎ、能く坎の流れを節すればなり、此の爻宜く塞ぐべく、宜く通ずべからざるの象あり、上四と應ずと雖も、往けば則ち坎窟に陥る、二陽畫を以て其の前に當る、又以て之れを塞ぐあり、故に戸庭を出でざれば咎なしと曰ふ、此の爻柔に變ずれば、習坎と爲る、重險なり、故に出でずして咎を免るべし、象傳塞とは、九二剛を以て初の前を塞ぐを謂ふ、初其の塞を知る、故に出でず、通ずれば則ち出づるを謂ふなり、

九二不出門庭凶。○象傳曰。不出門庭凶。失時極也。

此の爻震に體す、震は時に於て卯とす、戸を開くの象、門庭を出でざれば凶とは、二宜く門庭を出づべし、初は塞を知り、亦通を知る、二は其の通たる所を失ひ、亦其の塞たる所を失ふ、故に發して節に中るは、天下の達道なり、君子吉凶の幾を見發して其の會に中る、之れを節と謂ふなり、節なきものは、事の會を知らず、或は早きに失ひ、或は遲きに失ふ、節は澤を以て水を節するものなり、虚しければ之れを納れ、滿つれば之れを流す、其の權澤に在り、初九九二六三は澤なり、人を節するものなり、六五九四上六は水なり、人に節せらるゝものなり、之れを初九に節すれば、則ち甚だ早く、之れを六三に節すれば、則ち甚だ遅し、故に九二は節を施すの時、當に發すべきの會なり、水の初めて至る、澤當に塞ぐべくして、當に通ずべからず、既に至る、當に通ずべくして、當に塞ぐべからず、故に初九は戸庭を出でざるを以て咎なしと爲す、當に塞ぐべきを言ふなり、九二は門庭を出でざるを以て凶と爲す、當に通ずべきを謂ふなり、是に至りて通ぜざれば、則ち時を失ひて極に至る、六三是れなり、是れ禍福の爻、成敗の決する所なり、象傳極は至なり、時を失ふの至りと言ひて、之れを惜むなり、

六三、不節若則嗟若。无咎。○象傳曰：不節之嗟。又誰咎也。

(四七八)

節の卦を成す。正に六三の一爻に在り、今三爻より之れを觀れば、坎水自ら溢れて、兌澤の上に出づ。三の能く節する所に非ざるに似たり、但其の兌口の開くを見るのみ、故に節せずして嗟くの象あり、若は助辭なり、夫の節せざるを見て嗟くものは、之れを節するに銳なるものなり、故に咎なしとす、蓋し六三の已むを得ざるを知らばなり、嗟は已むを得ざるの外に見はるゝものなり、象傳の意、嗟すれば則ち能く節す、又誰れか之れを咎めんとなり。

六四、安節亨。○象傳曰：安節之亨。承上道也。

此の爻、最も節を受くるもの、下は兌澤、上は坎水にして、水澤の交なり、水、茲に於て自然に節を受く、安とは、順ひて勉強する所なきの謂なり、蓋し陰を以て陰に居り、正しきに安んず、故に亨るなり、象傳の意、五に承くるの道を得るを謂ふなり。

九五、甘節吉。往有尙。○象傳曰：甘節之吉。居位中也。

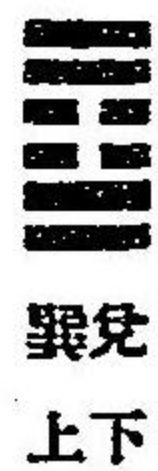
此の爻、中正にして尊位に居る、天下を節して、節に甘んじ、樂みて苦みなからしむるもの、象傳所謂る位に當りて以て節し、中正にして以て通ずるものなり、此の爻、

變ずれば、坤と爲り、互艮亦土、故に甘と曰ふ。書に曰はく、土は爰に稼穡す、稼穡は甘きを爲すと云へる、是れなり、上、天明に順ひ、下、地義に順ひ、中、物情に順ひ、以て經紀を立て、禮儀樂律度量數制、悉く宜しからざるなく、四時以て行はれ、萬物以て昌んに、喜怒類を得、好惡當あり、下となれば則ち順、上に居れば則ち明か、吉知るべし、此の道に率ひて往けば、上六貞す可らざるの失なし、故に往けば尙はるゝことありと曰ふ、坎水流れて盈たざるは、尙はるゝことあるものなり、象傳の意、甘は味の中心、五は位の中、位の中に居れば、則ち道亦中にして、吉なるを謂ふなり。

上六、苦節貞凶。悔亡。○象傳曰：苦節貞凶。其道窮也。

此の爻、坎の極に居り、兩柔相應ず、坎水已に溢れ、澤幾んど鍾まること能はず、此に於て之れを節するも、流漫して未だ歸する所あらず、故に苦節と曰ふ、人に在りて、放縱の後、俄かに之れを拘束するに、規矩を以てするが如く、未だ手足拘繫せざるものあらず、苦は火の象、二より五に至る、離に肖たり、上爻卦極に居りて、離火の薫ずる所と爲る、故に味苦に變ず、火を炎上と曰ふ、炎上は苦きを爲すと云へる、是れなり、夫の節の苦しきもの、以て久しかる可らず、其の節なきに終るを恐る、若し長

く此くの如く苦みて、疑を知らざれば、則ち凶なり、然れども其の猶苦あるを知るを以ての故に、悔亡ふべし、象傳の意、苦節を以て貞と爲すときは、則ち之れを節するの功、或は作り、或は頼む、其の苦、何れの時にして已むことを知らず、故に其の道窮まると曰ふなり。



巽兌上

序卦傳に曰はく、節、而信之、故受之以中孚、と、節とは之れが爲めに節を制し、過越することを得ざらしむるなり、度数已に立てば、民と與に信じて之れを守るべし、之れを節而信之と謂ふ、故に節の卦に次ぐに中孚を以てするなり、雜卦傳に、小過、過也、中孚、信也とあり、過ぐる者は言多く、言多き者は信ならず、信なる者は言寡く、言寡きものは過ぎず、此れ信過相反するを謂ふなり、此の卦、三四兩偶を虛と爲し、二五兩奇を實と爲す、初上兩奇外を包むは、鳥卵の如し、鳥卵を乳するを孚と曰ふ、字爪に从ひ、子に从ふ、鳥の孚する、爪を以て卵を抱き、悦びて以て巽ひ、期に應じて化し、子、中より出づ、故に中孚と曰ふ、初上は卵甲に象どり、二五は中白に象どり、三四は中黄に象どるなり、中黄は五臟に化し、外白は羽毛に化し、期に至り、甲拆け、子飛

中孚、豚魚吉、利涉大川、利貞。

ふ、故に初は伏離に象どり、上は鳥の成るに象どる、中孚象を孚卵に取り、小過象を飛鳥に取る、法象の自然なり、強ひて作るものに非ず。

八卦の中、坎を孚と稱す、諸卦爻、坎の半體を得るもの、亦孚と稱す、此の卦、中孚と名づくるも、亦二五陽實、坎の半體を得るを以てなり、卦たる、巽上兌下、二陰中に在り、四陽外に在り、而して二五の陽、皆其中を得、一卦を以て之れを言へば、中虛と爲し、體を以て之れを言へば、中實とす、中虛は信の本、中實は信の質なり、魚は水族の總名、豚魚は其の一なり、豚に似たるを以て名を得、俗に江豚と曰ふ、澤將に風あらんとすれば、則ち水面に浮み出づ、南風あれば、則ち口南に向ひ、北風あれば、則ち口北に向ふ、舟人稱して風信と爲す、兌を澤と爲し、巽を風と爲し、亦魚と爲す、故に豚魚の象を取る、夫の豚魚は、澤に處て風を知り、其の信を爽へず、天に全きものなり、人を以て之れに如かざるべけんや、果して能く孚中に積み、天の僞る可らざるに始まりて、天の少くも爽はざるに終る、豚魚の如きもの、則ち誠精の體完くして虧くることなく、天下の吉人にして、吉知るべきのみ、即ち以て化し難きの人を化し、

平け難きの難を平かにする、至誠格すべし、大川の渉るべきが如く然り、而して常に居り、順に處する、又論なし、巽木兌澤の上に在り、又卦體外實し内虚し、舟楫の象、故に渉るに利し、然れども人心の誠は、即ち天命の正、正に非ざれば、即ち誠に非ず、誠ならざれば、未だ能く動かすものあらず、何の利きこと之れあらん、故に之れを戒めて利貞と曰ふ、言ふこゝろは、二五各其の剛實中に在るの徳を守りて變ぜざるに利しきなり、

彖傳曰、中孚柔在内而剛得中、說而巽、孚乃化邦也、豚魚吉、信及豚魚也、利涉大川、乘木舟虚也、中孚以利貞、乃應乎天也。

三四兩爻、六畫の間に在るは、柔内中に在るなり、二五兩爻、上下卦の中に居るは、剛中を得るなり、上巽にして之れを施し、下悦びて之れを承く、其中必ず感化して出づるものあり、能く一國の民を化し、之れをして孚ならしむるなり、信、豚魚に及ぶとは、猶豚魚の如しと言ふがごとし、木に乗りて船虚なりとは、巽木の空に乗りて、兌澤の上を行くの無心なるを謂ふなり、乃ち天に應ずるなりとは、誠は天の道なり、中孚一たび正に出づれば、則ち天機の動一に皆自然にして就るもの、豚魚虚舟

の風澤に於けるが如く、一毫勉強滯泥の私なきを謂ふ、乃の字玩ぶべし、巽兌皆乾より變ず、故に天の象あり、他卦二五必ず剛柔相應ずるを取る、獨り中孚然らず、剛を以て剛に應じ、繫援する所なきものは、誠の至りなり、

象傳曰、澤上有風、中孚。君子以議獄緩死。

風の物を感じずる、善く入りて固し、心の民を愛する、衷よりするもの之れに象どる、君子誠精にして能く民情の幽苦に周くす、獄の將に決せんとするに於て、之れを議し、務めて其の入中の出を求め、既に決すれば、則ち之れを寛緩し、且其死中の生を求む、此の心、中孚に非ざれば、何を以て之れを盡さん、免を口舌と爲す、議の象、巽を不果と爲す、緩の象、又獄と死とは、兌秋の肅殺に象どり、議を緩くすとは、巽風の長養に象どるなり、

初九虞吉、有它不燕。○象傳曰、初九虞吉、志未變也。

虞は山澤を掌どるの官、山川の事を商度するものなり、屯の即鹿无虞は山虞なり、此の虞は澤虞なり、此の爻、剛正を以て内卦の内に居り、主守易へざるを以て信とするものなり、故に虞人澤に在るの象あり、初の心渝らず、故に吉、他ありとは、六四

を指す、六四は初九の應なり、而して五に近く、五の攀く所と爲る、故に他と稱す、燕は安なり、四の初に應せずして、五に従ふものは、五を以て近比と爲し、實を以て孚するあるが故のみ、初の四を去る、則ち遠し、初、四の遇心あるを見て、己れの孚五に及ばざるを咎む、是を以て大に心に安んぜず、此の爻、變すれば、渙と爲る、故に他あるの象と爲す、坎に變すれば、憂疑と爲す、故に不燕の象あり、象傳の意、初九澤の内、に居り、澤の虞人の如く、専ら其の職を守り、外慕の心なく、純白にして、未だ満せず、僞妄の心未だ起らず、故に志未だ變せずと曰ふなり、

九二、鳴鶴在陰。其子和之。我有好爵。吾與爾靡之。○象傳曰。其子和之。中心願也。

二五皆剛を以て中を得て、内に在るの柔に臨む、孚信厚く積み、體を合せて間なし、故に聖人此に於て中孚感通の妙を發す、鳴鶴、陰に在りとは、九二を指す、其の子之れを和すとは、三四を指す、互震を鶴と爲す、八月白露降れば、鶴即ち鳴きて相驚く、免は正秋なり、故に鶴を以て之れを言ふ、鶴又時を知るの鳥、夜半を以て鳴く、其の行く、則ち洲嶼に依り、林木に集らず、二を陰位と爲す、免澤の中、艮山の下、幽隱の處

に在り、故に鳴くこと陰に在り、二變すれば、則ち坤と爲る、母の象あり、陽大を鶴と爲す、三四陰小を子と爲す、卦象中二陰鳥卵の如く、二上之れを孚す、鳥の卵を抱くが如く然り、亦子の象、免を口舌と爲す、互震を鳴と爲す、故に鳴和の象あり、我吾は二自ら謂ふなり、好爵は五を指す、本卦複體は離離を爵と爲す、爵は酌器なり、大夫以上、燕享に與りて、然る後に爵を賜ふ、因つて命秩を謂ひて爵と爲す、五は君位、又剛中の徳あり、乃ち體に天爵を備へて、人爵の尊に據るもの、故に之れを好爵と謂ふ、爾は三四を指す、靡は風に從ひて靡するの靡の如し、五の人に入る風の如し、故に靡と稱す、鶴子鳴和す、我れと爾と風に從ひ、一に上巽に體し、相隨て五中に入る、説ひの至り、吾れ爾と之れを靡するの象なり、此の爻の意、總べて二其の誠信を積み、卦中の三四に孚して、以て上五に應ずるを謂ふなり、象傳中は二を謂ふ、其の子之れを和すれば、則ち相將るて、以て五に應ずべし、是れ二の心の願ふ所なるを謂ふなり、

六三、得敵。或鼓或罷。或泣或歌。○象傳曰。或鼓或罷。位不當也。

敵とは、己れと同等にして相敵する者を謂ふ、三を内卦の主と爲し、四を外卦の主

と爲す、同じく陰柔にして、其の志相反す、即ち敵なり、此の爻、陰を以て陽に居り、自ら疆て進む、進みて敵に擬す、故に或は鼓するなり、四は正位を履む、三の克つ所に非ず、故に或は罷むなり、勝たずして退き、其の侵凌せられんことを懼る、故に或は泣くなり、四は謙巽して敵讐を報せず、故に或は歌ふなり、其の力を量らず、進退恒なし、憊るゝこと知るべし、水の澤に在るや、風動けば鼓するが如く、風息めば罷むが如く、風狂すれば呼ぶが如く、風徐かなれば歌ふが如し、三、澤の面にして風と交る、故に其の象、此くの如し、六三、陰柔にして中正ならず、能く孚ある者に非ず、人として孚なれば、則ち千里の外、孰れか吾れに與せざらん、人として孚ならざれば、則ち一室の中、孰れか吾が敵に非ざらん、之れに敵するもの多ければ、則ち吾が身以て自ら安んずること能はずして、吾が性情以て自ら主たること能はず、作止哀樂皆常度を失ふ、人として信无ければ、其の可を知らざるものなり、象傳の意、三は四に比するの位に居る、四、五に孚あれば、三は四の己れに孚あらんことを欲す、四は其の實なきを嫌ひ、來り孚せざるなり、故に三の情狀常なきこと、此くの如きを謂ふなり、

六四、月幾望、馬匹亡、无咎。○象傳曰、馬匹亡、絶類上也。

此の爻、變ずれば巽と爲る、巽を月既望の象と爲す、四は巽の初畫、上、九五を承く、故に敢て既望に居らずして、望に幾しと曰ふ、又大明東に生じ、月は西に生ず、兌は西、震は東、下卦兌にして、中爻震あり、亦日月相望むの象、互體震を馬と爲す、匹とは三を指すなり、兩馬を匹と爲す、此の爻、變ずれば互體離牛と爲り、震馬と爲らず、故に馬の匹亡ふと曰ふ、四、巽の主と爲り、下、同類の三を離れて、五に孚す、正應に非ずと雖も、然れども位に當りて中實の君に孚す、故に孚なし、象傳の意、同類を離れ去りて、上五に孚するを謂ふなり、

九五、有孚攣如、无咎。○象傳曰、有孚攣如、位正當也。

孚あり、攣如とは、二、五、三、四を合せて象を取るが如し、九、五、九、二、同徳相應ず、二、陰を包裹して以て中孚を成す、上、維ぎ、下、繋ぐ、之れを固結して解く可らざるが如し、巽を細とす、約象良を手と爲す、攣如の象、此の卦、中虚にして、二、五、中實、五亦之れが主たり、則ち一卦六爻をして一氣の如くし、之れが用を爲さざるなからしむ、唯九五、下九、二と敵應して、咎なきこと能はざるが如しと雖も、中孚の道情を主とせずし

て、理を主とし、外に孚せずして、中に孚す、五と二と均しく剛中の徳あり、志同じく道合ふ、故に咎なきを得るなり、象傳位正當とは、彖傳剛中と曰ふに同じきなり、
上九、翰音登于天、貞凶。○象傳曰、翰音登于天、何可長也。

翰は羽なり、雞鳴けば則ち羽を振ふ、故に翰音と曰ふ、巽を雞と爲す、故に翰音と曰ふ、雞は旦を知る、亦信物なり、巽を高と爲す、登るの象あり、上天位に居る、天の象あり、卦たる二陰四陽の中に在りて、比近の者と相得れども、初上は則ち遠し、故に四、初に應せず、三、上に應せず、初位を得て卦内に居る、赤子の心猶在り、故に他あるを以て四を慕はず、且つ恐懼して安んぜず、以て益、其の孚を積まんことを求む、初の得なり、上は位を失ひて卦外に居る、風體飛揚して中孚の意なく、但其の一節の小信を執り、自ら人に鳴らす、其の心、且つ三の我れに應ぜざるを怪む、則ち上の失なり、中實内に喪ひ、虛華外に揚る、羽翰の音微にして短きが如く、安んぞ以て天に登るに足らんや、此に貞にして變ぜざれば、終に孚する所なし、故に凶なり、象傳何ぞ長かる可けんとは、中に誠なるものは、久しかるべく、外に飾るものは、其の志を繼ぐ可らざるを謂ふなり。



震上 兌下

序卦傳曰、有、其、信、者、必、行、之、故、受、之、以、小、過、と、信は心と理と相信するの謂ひなり、孚信中に在れば、則ち之れを行ひて、疑ひなかるべし、恭に過ぎ、衰に過ぎ、儉に過ぐるの類、蓋し將に以て世を矯め、俗を厲くせんとすれば、則ち過ぐるを以て功とせざるを得ず、此れ君子の己むを得ざるなり、故に中孚の卦に次ぐに小過を以てするなり、中孚の象は、鳥子を孚するなり、小過の象は、孚成りて子飛ぶ、飛鳥の象なり、中二奇は、鳥の身に象どり、上下四偶は、鳥の翼に象どる、良、止まらんと欲して、震動かんと欲す、四陰事を用ゐ、二陽迫處す、惟陰の往く所に任せ、自ら主たること能はず、鳥の身ありて、翼を以て飛ぶが如く、身動止すと雖も、動止するものは身に非ず、股、腹に過ぎ、末、本に過ぐ、猶ほ衰世君弱くして、臣強く、主威振はず、徒に股、腹の力に倚るものごとし、天行の數、世の常に有る所にして、順逆の理、人に存す、彖に順へば則ち吉、逆へば則ち凶と謂ふ所以なり、

小過、亨、利、貞、可、小、事、不、可、大、事、飛、鳥、遺、之、音、不、宜、上、宜、下、大、吉。

小は陽を謂ふ、此の卦、震上、兌下、四陰外に在りて、事を用ゐるの地に據り、二陽を内

に囚ふ、陰過ぎて陽及ばず、故に名づけて小過と曰ふ、此れ小人多く君子寡き時なり、小過の時は、陽剛の君子、善く陰柔の小人を遇すべきの時なり、故に亨るの道あり、但貞に利しきのみ、貞は悔に對して言ふ、貞の止まるに宜しく、悔の動くを思むなり、小事は小を謂ふ、小禮遇の事なり、大事は位を得て大に爲すあるの事を謂ふ、小過の時、陰柔の小人、顯要の地に據ると雖も然れども、君子の徳望、自ら人の仰ぐ所と爲る、故に小事に可なるなり、但其道を行ひ、世を濟はんと欲するは、則ち能はざるのみ、飛鳥之れか音を遺すとは、飛鳥の勢、迅速にして、身は飛過すと雖も、其音聲鳴く所の處に止まり、尙人の耳に遺留するを謂ふ、全卦飛鳥の象あり、中の二陽は鳥身に象どり、上下四陰は鳥翼に象どる、上卦震を鳴と爲し、約象兌を口と爲し、下卦艮を止と爲す、飛鳥音を遺すの象、上るに宜しからず、下るに宜しとは、上下卦の義を取りて言ふ、上卦震動、下卦艮止、動けば、則ち陰邪に忌まれて禍を取る、止まれば、則ち沈黙して身を全くすべし、火は陽なり、陽道陰の爲めに苦しめられざるが故に吉なり、此れ君子志を得ざるの時、凶を轉じて吉と爲すの道なり、

彖傳曰。小過小者過而亨也。過以利貞。與時行也。柔得中。是以小事吉也。剛失位而不中。是以不可大事也。有飛鳥之象焉。飛鳥遺之音。不宜上。宜下。大吉。上逆而下順也。

(四九〇)

也。剛失位而不中。是以不可大事也。有飛鳥之象焉。飛鳥遺之音。不宜上。宜下。大吉。上逆而下順也。

陽を大とし、陰を小とす、此の爻、陰多く陽寡し、故に小過と曰ふ、小なるもの既に過ぎ、君子此に處て亨るの道あるものは何ぞ、利貞なれば、則ち亨る、自ら循るに嚴にして、機宜を酌量し、時と偕に行ふのみ、柔中を得るは、二五を以て言ふ、二五柔道を以て中に居る、乃ち陽を陷しいれて未だ甚だしからざるもの、故に時に禮遇を以て君子に加ふ、此れ特に小者の事、是を以て小事に吉なり、剛は三四を謂ふ、凡そ天下の大事、必ず剛健中正の君子にして、方に之れを爲すべし、陰道方に盛んなり、豈肯て陽を用ゐん、位を失ひて中ならざれば、則ち陽剛志を得ず、是を以て大事に可ならざるなり、卦體內實して外虚、飛鳥の象あり、飛鳥音を遺すに因り、時を相るの理を悟る、上るに宜しからず、下るに宜し、大吉とは、上に動けば、則ち時に逆ひ、下に止まれば、則ち時に順ふ、止まりて動かず、時と偕に行ふ、故に陽剛を以て能く吉を得るなり、

象傳曰。山下有雷小過。君子以行過乎恭。喪過乎哀。用過乎儉。

(四九一)

初六飛鳥以凶象傳曰飛鳥以凶不可如何也

此の卦飛鳥の象あり、四陰事を用ゐるの地に據る、其の翼なり、二陽内に囚はる、其の腹背なり、翼往かんと欲すれば、腹背止まること能はず、翼止まらんと欲すれば、腹背作つこと能はず、故に飛鳥の制は翼に在り、初二五上皆翼なり、獨り初上に之れを言ふものは、鳥の飛ぶは翼に在らずして翰に在り、初上は則ち翰なり、又初上變ずれば、則ち兩體皆離と爲る、離を飛鳥と爲す、故に獨り兩爻に於て飛鳥と稱す、此の爻、艮の下に在り、當に止まるべくして、反りて飛ひ、下を以て上を犯し、小を以て大を凌ぐ、必ず幸なし、故に凶と曰ふ、以ては之れを用ゐて凶を致すの義なり、象傳の意、自ら凶に納るゝを以て、救ふ可らざるを謂ふなり、

六二過其祖遇其妣不及其君遇其臣无咎○象傳曰不及其君臣不

可過也

小過は、陰陽に過ぐるなり、故に兩剛に于て過ぎずと稱し、二と上と過ぐと稱す、陽の上の在るものは父の象、父より尊きものは祖の象、三陽を父と爲し、四陽を祖と爲す、五は陰にして尊位に居る、妣の象、妣祖の上に在れば、則ち祖より尊し、二五正應に非ずと雖も、同類相求む、三を越えて而して四に至り、以て五に應ずるは、是れ其の祖に過ぎて妣に遇ふなり、然れども五の徳は妣にして、位は則ち君なり、三四君に近きの位に居る、則ち皆臣なり、二未だ五に應ぜずして、先づ近比の三四と遇ふ、故に又其の君に及ばず、其の臣に遇ふの象あり、此の卦、二陽四陰の中に陷る、初上は陽を陷し、いるゝの甚だしきもの、二五は其の未だ甚だしからざるものなり、二陽と遇ふ、未だ陽を用ゐること能はずと雖も、然れども猶陽を敬して身之れが下たるを知る、上六の若きは、背て二陽と遇はずして、直ちに之れに過ぐ、二は陽の美を承け、陽を害するの心なし、故に咎なきなり、象傳の意、蓋し二を勸むるの辭、二をして能く三四を引き、之れと事を共にせしむれば、則ち福其の君に及ぶべきに、其の僅かに一たび遇ふことを惜むなり、

九三弗過防之從或戕之凶。○象傳曰從或戕之凶如何也。

(四九四)

過ぎずとは陽陰に過ぐる事能はざるなり、本卦陰陽に過ぐ、故に二陽皆過ぎずと稱す、勢既に過ぎず、又剛正を以て群陰の爲めに嫉まる、防ぐなきと、之れを防ぐと、必ず其の術中に陥らざるを得ず、若し之れに順從すれば、則ち必ず累を後日に貽す、或は之れを害すれば、則ち必ず目前に噬まる、二つの者皆凶を致すの道なり、九三一奇を以て二陰の上に横亘す、隄防の象あり、互巽を入と爲す、又從の象あり、互兌の毀折と爲す、又戕の象あり、象傳の意、守を失ひて陰に從ひ、力を量らずして陰を戕ふ、自ら憂ひを貽すものにして、凶測る可らざるを謂ふなり、

九四无咎弗過遇之往厲必戒勿用永貞。○象傳曰弗過遇之位不當也。往厲必戒終不可長也。

此の爻過ぎざること、三と同じくして、獨り咎なきを得るものは、三は剛を以て剛に居り、四は剛を以て柔に居ればなり、剛を以て柔に居れば、張りて未だ嘗て弛まざればならず、闢きて未だ嘗て翕はずんはならず、故に咎なし、然るに四は震の主、陽性上行し、又震體動くが故に、往きて陰と遇ふ、遇に禮遇の意あり、四自ら勢の敵

せざるを知り、陰を見て善く之れを遇す、然るに我れ既に往くあれば、則ち彼れ必ず來るあり、彼れと我れと相往來せしむるは危道なり、戒しめざるべけんや、夫れ天下豈常に厲く常に戒むるの事あるべけんや、故に之れに告げて曰はく、往きて遇ふの道を以て、永貞と爲すべきに用ゐることなかれ、若し永く之れを守りて、變ずることを知らざれば、恐らくは咎なきを以て終ることを得ず、象傳の意、處る所の位、陰に近くして、己れ之れを制するなければ、暫く之れに遇はざることを得ず、往けば厲きを以て、止まりて往かざるの厲きを免るゝに如かず、正に永貞に用ゐる勿れの義を釋するなり、

六五密雲不雨自我西郊。公弋取彼在穴。○象傳曰密雲不雨已上也。

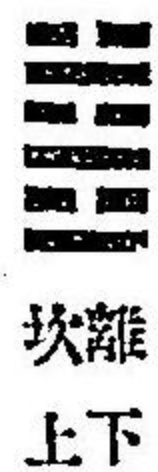
坎を雲雨と爲す、上畫を雲とし、下畫を雨とす、三四五兌に體す、坎の上體を得たり、密雲の象、然るに坎の下畫窒息して通せず、雲密なりと雖も、雨降らざるに象どる、雨の降らざるものは、雲の來る、我が西方の郊よりするを以てなり、凡そ雲東北より起るものは雨ふり、西南より起るものは雨なし、兌を西方と爲す、内卦の外に在るを以て郊と稱す、公は五を指す、卦、小過と名づく、小を以て君を斥す可らず、故に

隠して公と稱す、弋は絲を以て矢に繫けて射るなり、大象坎を弓と爲す、本爻震竹を矢と爲す、約象兎を筈と爲す、下巽細を絲と爲す、皆弋の象、彼は三四陥りて坎中に在るものを指す、坎を宮と爲し、隱伏と爲す、故に穴に在りと稱す、雷動き龍興り、方に能く雨を致す、三を艮の小男と爲し、四を震の長男と爲す、皆龍徳ありて、雨を施すの望みを負ふものなり、五と正應に非ざるを以ての故に、公弋を用ゐて以て之れを招き致す、公の弋を用ゐるもの、特に近比を以て相慕ふのみ、眞に能く三四を用ゐるに非ず、然らば則ち三四且つ潜伏に安んじ、恐らくは亦之れを肯て顧みることなかるべし、象傳、上は上天を謂ふ、小畜の既に雨ふるものは、二陽之れを上に畜ふるあるを以てなり、故に畜極まりて雨と爲る、今六五の上又上六あり、陰大に盛んにして陽交らず、則ち其の氣散ず、豈復能く雨を成さんや、爻に雨ふらずと曰ふものは、此の時雨ふらざるなり、傳に雨ふらずと曰ふものは、終に雨ふらざるなり、上六は陽を陷いるの甚だしきもの、故に咎を上六に歸する所以なり、

上六弗遇過之、飛鳥離之、凶。是謂災眚。○象傳曰、弗遇過之、已亢也。

此の爻、陰柔の資を以て震動の性に體し、卦末に位す、豈惟遇はざるのみならんや、

直ちに超えて之れに過ぎ、其の上に出で、其の高きを極むること、飛鳥の如し、充滿すること、此くの如く、自ら以て志を得たりと爲す、誰れか知らん、飛びて已まざれば、將に網罟に罹るの患ひあることを、是れ凶の道なり、離は麗なり、凶と言ひ、復災管と言ふものは、禍、外より至るを災と曰ひ、過ち已れより作るを管と曰ふ、上六の災は、則ち自ら作せるの管なるを謂ふなり、此の爻、離に變ず、飛鳥の象、又網罟の象、大象坎を管と爲すなり、象傳の意、卦の終りに居り、過ぐることに亢極なるを謂ふなり、初の飛鳥、已に凶なれば、上の凶、更に知るべきなり、



離下
坎上

序卦傳に曰はく、有過物者必濟、故受之以既濟と、過ぎて事を濟す者は、世を矯め、俗を厲ます、濟す所あるなり、故に小過の卦に次ぐに既濟を以てするなり、雜卦傳に、既濟、定也、未濟、男之窮也とあり、既濟は水火既に定まり、未濟は火水未だ定まらず、既濟は、女、卦極に窮し、未濟は、男、卦極に窮するを謂ふなり、蓋し既濟未濟は六十四卦の終り、故に諸れを坎離に取る、天地の用、水火より大なるはなく、其の升降往來の數、坎離に于て最も著る、一陽陰中に交はり、水を生じて坎と成る、乾の正中なり、

九五を得て上に在り、而して水、下に流る、一陰陽中に交はり、火を生じて離と成る、坤の正中なり、六二を得て下に在り、而して火、炎上す、坎離は天地の大造、水火は生人の大用、水、火を得て、寒からずして、資生の利薄く、火、水を得て、燥かざして、烹饪の功成る、六十四卦、乾坤を首とし、上經三十卦、坎離に終るものは、其の天地の終りたるを以てなり、下經三十四卦、中孚、小過、既未濟に終るものは、其の坎離の交たるを以てなり、夫れ天下の事、未だ濟らざれば、其の濟らざるを憂ひ、既に濟れば、則ち事畢る、而して終りあれば、始まらざるなく、往けば來らざるなし、一治一亂は天なり、一陰一陽は道なり、天に陰なきの陽なく、世に亂れざるの治なし、故に彖傳に曰はく、終り止まれば、則ち亂ると、知るべし、造化の數、必ず整齊完美のものなく、人力の強排して、以て終に濟すべきに非ざることを、

既濟亨。小利貞。初吉終亂。

濟は渡なり、涉なり、通なり、此の卦、坎上離下、水火相濟すの義を取る、水の性は下る、金を以て水を上に盛れば、則ち水、火を滅せず、火の性は上る、木を以て火を下に傳ふれば、則ち火能く水を熱す、火、燼せずして、水温かきことを得、各其の用を濟す、故

に既濟と曰ふ、夫れ既濟なれば、則ち治定まり功成りて亨る、其の小利貞と曰ふものは、陽を大と爲し、陰を小と爲す、既濟の亨る所以のもの、原と六爻兩々相應じて、位に居る各正しく、初三五陽位、皆九を以て之れに居り、二四六陰位、皆六を以て之れに居るを以てなり、泰の如きは、六爻相應すと雖も、二五尙處ること、其位に非ず、六十四卦中、唯既濟最も正しく、既濟の徳、泰より優れりとせず、然るに尙小なるものありて存す、是を以て戒めを忘る可らざるなり、初吉終亂とは、上文を承け、陰爻を指して言ふ、初に在るものは、則ち吉、六二是れなり、終りに在るものは、則ち亂る、上六是れなり、二の吉なる所以は、二より四に至る、互體を坎と爲す、二は險を涉るの初、兢惕の意多し、故に吉、上の如きは、則ち坎の終りに居り、其の既濟に徃れ、因循偷安、亂此れより生ず、既濟の反を未濟と爲す、既濟の尾は、乃ち未濟の首、是れを以て聖人深く意を致すなり、

彖傳曰、既濟亨。小者亨也。利貞。剛柔正而位當也。初吉。柔得中也。終止則亂。其道窮也。

既濟の亨るは、大小を合せて亨る、小なるものと雖も、亦亨るなり、利貞と曰ふもの

は、此の卦六爻剛柔の位正しくして相當るか故に、若し貞ならざれば、則ち柔と剛と相易りて、位當らざるに至ればなり、柔中を得るとは、六二を指して言ひ、其道窮まるるとは、上六を指して言ふなり。

象傳曰。水在火上。既濟。君子以思患而豫防之。

水、火上に在りて、水、火を滅さず、火、水を涸さず、氣を以て交、濟を相爲す、是れ既濟の象なり、君子此の象を見、其の相濟すの用を得て、即ち其の相侵すの患ひを思ひ、豫め水を以て火を防ぎ、又豫め水の火を滅するを防ぐの意あり、患ひを思ふとは、其の後を慮るなり、豫め防ぐとは、之れを先きに圖るなり。

初九。曳其輪。濡其尾。无咎。○象傳曰。曳其輪。義无咎也。

此の爻、二三四互坎前に在り、輪と爲し、曳と爲す、初は車後に在り、尾の象、水の下に在るは、濡ふの象、初九剛を以て剛に居り、又火に體し、炎上す、其の進むの志、銳なり、故に二の前に在り、其の車輪を曳きて五に應ずるを見るや、身を奮ひて之れに従ひ、其の尾を濡すと雖も恤ひず、縦ひ渉るに利しきの用を得ざるも、人の臣たるの道に於て盡す所あれば咎なきなり、故に象傳義に於て咎むる所なしと云ふなり。

六二。婦喪其茀。勿逐。七日得。○象傳曰。七日得。以中道也。

茀は婦人車に乗るときに用ゐるて前を蔽ふものなり、離を中女と爲す、婦の象、詩に翟茀以朝すとあり、翟は雉なり、離を雉と爲す、故に翟の象あり、此の爻、互卦坎の下畫、故に車後の茀の象あり、二、車に乗りて五に適かんと欲し、六四其の車前に當り、四は互體坎にして、正體亦坎、坎を盜と爲す、茀を竊む者なり、故に婦其の茀を喪ふと曰ふ、婦にして茀なければ、車に乗りて夫の家之に之く可らず、此れ良臣讒者に間せられて、君に通ずるを得ざるの象なり、然れども世を濟ふの具は我れに在り、五方に賢者を求め、其の彌けを得て、險を出でんとす、我れを捨て、其れ誰そや、吾れ惟靜かにして之れを俟つべし、久しからずして當に自ら合ふべし、故に告げて曰はく、逐ふこと勿れ、七日にして得と、七日と曰ふものは、二より反りて之れを數へ、初を歷て還り、二に値ふを謂ふなり、象傳中とは、二、離の主と爲りて、下卦の中に居り、中を以て中を感じ、其の正應を得て、終に必ず相孚するを謂ふなり。

九三。高宗伐鬼方。三年克之。小人勿用。○象傳曰。三年克之。億也。

此の爻、剛を以て變せんと欲するの位に居り、陽剛なれば則ち爲ることあるに近

く、變ぜんを欲すれば、則ち動きて外に之く、内治既に修まれば、則ち兵を遠きに動かさんことを思ふ、而して應爻又卦外に居り、九五の臣とせる所、乃ち蠻夷の固きを負みて服せざるもの、故に高宗、鬼方を伐つ、の故事を取りて、以て象と爲すなり、然れども、三年にして之れに克つと云ふものは、盛世兵を用ゐるの難きを見るなり、蓋し太平の世、將士既に干戈に習はず、人民饋餉の煩はしきに苦む、故に高宗の賢を以てするも、三年を待ちて後に克つことを得、慎むべきを謂ふなり、功を外に求むるは、隙を内に珥むるに如かず、故に既濟の急なる所は、邊功に非ず、最も思む所のものは、小人なり、小人をして政柄を操ることを得せしむれば、其の禍且鬼方より深し、故に兵を用ゐるの後に於て、小人用ゐる勿れと曰ひて之れを戒む、離を戈兵と爲す、此の爻變すれば震と爲る、戈兵震動して國を伐つ、の象なり、鬼方は北方の國、高宗は殷の天子なり、殷の世、中ごろ衰へ、諸侯皆叛く、高宗に至り、鬼方を証すること、三年、乃ち之れに克つなり、此の爻、上六三と應ず、坎は北に居る、故に鬼方と曰ふ、又坎を隱伏と爲す、鬼の象なり、三爻より上に至る、三年の象、密に四の陰に比す、陰を小と爲し、四を人位と爲す、二、變すれば、互卦艮と爲る、艮を用ゐる勿れと爲す、小人用ゐる勿れの象、象傳、憊也とは、既濟の勢、高宗の賢を以てするも、猶必ず三年を待ちて後に克つ、師老い財置しければ、則ち亦憊るゝを謂ひ、敵に克つ、の難くして、兵を用ゐるの美事に非ざるを見すなり、

六四繻有衣袽終日戒。○象傳曰終日戒有所疑也。

繻は繪采なり、袽は緇なり、此の爻變すれば、互體乾と爲る、衣の象、免に變すれば、毀折と爲す、衣蔽るゝの象なり、繻に衣袽ありとは、治平の世、小人其の間に竄伏すること、猶盛服の中に敗絮の藏るゝがごとき、にたとふ、坎を隱伏と爲す、繻に衣袽あるの象、終日は盡日なり、離己に盡きて坎と爲る、月方に升るの時なり、坎を盜と爲す、四、兩坎の間に在り、盜の多き、終日戒めて之れを防がざるを得んや、戒とは、九五の爲めに言ふなり、九五は既濟の主、卦變じて革と爲る、治の革まりて亂れんことを懼る、是を以て戒むるなり、象傳疑ふ所ありとは、陰の陽を伺ふを疑ふを謂ふ、四を疑ふものは九五なり、

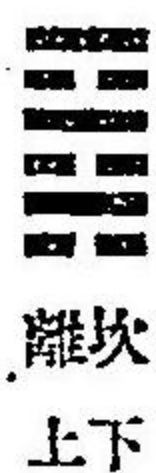
九五東鄰殺牛不如西鄰之禴祭實受其福。○象傳曰東鄰殺牛不如西鄰之時也實受其福吉大來也。

此の爻、坎離相對するを以て象を取る、二五相應するを以て象を取らず、亦變例なり、乾坎艮震は陽陽と鄰を爲す、坎北に居る、乃ち東の鄰なり、巽離坤兌は陰陰と鄰を爲す、離南に居る、乃ち西の隣なり、東鄰牛を殺すは、西鄰の禴祭して實に其の福を受くるに如かずとは、蓋し既濟未濟の上體を以て對し言ふ、既濟の上は坎に體す、坎を刑と爲す、坤に變ずれば牛と爲す、牛を殺すの象、未濟の上は離に體す、離は夏に屬す、夏の祭を禴と曰ふ、禴祭の象、既濟の九五、承平の久しきに安んじ、聲容儀度、爛然觀る可らざるに非ず、然れども天命を畏るゝの實なく、徒に其の章采を明かにするのみ、以て福を求めんと欲する、亦難からずや、乃ち新造の國、其の具未だ備らずと雖も、其の心、誠に天の降鑒する所と爲るに如かず、聖人人の君たる者、既濟の世に當り、其の志の侈りて戒懼の意を忘れんことを思ひ、譬へを設けて之れを戒むること、此くの如し、四時の祭、夏を禴と曰ひ、冬を烝と曰ふ、烝には牛を殺し、禴は薄祭に過ぎず、夫れ禮なければ、美なりと雖も、神之れを享せざるなり、象傳時とは其の可に當るの謂なり、大は既濟九五の陽を謂ふ、既濟九五の陽をして、能く未濟の六五の如くならしむれば、則ち吉事來りて、九五の身に集る、何んとなれば、

上六濡其首厲○象傳曰濡其首厲何可久也。

天の福する所は、其の物に於てせずして、其の誠に於てすればなり。

此の爻、陰柔を以て、坎險の極、既濟の終りに居る、復險難なきを恃み、怠慢の心、一たび生ずれば、則ち險難立ちどころに至る、人の水を濟り、將に岸に及ばんとして、其の首を濡すが如し、甚だ之れを危ぶむの辭、坎を濡と爲し、上を首と爲す、故に其の首を濡す厲ふしと曰ふ、象傳の意、世に長治久安の理なきを謂ふ、豕に終り亂ると曰ふものは、此れなり。



離上下

序卦傳に曰はく、物不可窮也、故受之以未濟終焉と、終り止まれば、則ち亂る、故に其の道窮まる、既濟の心、常に未濟の如くなれば、則ち窮まらず、故に既濟の卦に次々に未濟を以てして終るなり、夫れ造化の理、往きて復らざるなく、治亂相循ふ、終れば、則ち始めあり、既濟は、則ち功已に畢り、未濟は、則ち事復始まる、生生の義あり、生生之れを易と謂ふ、未濟に終る所以なり、既濟は、水上に在りて、勢下らんと欲し、火下に在りて、勢上らんと欲す、二氣參和せり、故に既濟と曰ふ、未濟は、則ち炎上する

もの上に升り、流下するもの下に反り、分背して交はらず、故に未済と曰ふ、蓋し乾坤交はりて坎離と爲り、坎離交はりて既未済と成り、坎離變化して中孚小過と爲る、中孚は離中に離あり、小過は坎中に坎あり、既済は上坎互離、下離互坎、中復互未済なり、未済は上離互坎、下坎互離、中復互既済なり、上經乾坤を首とするものは、陰陽の正なり、水火の正を以て終ふ、下經男女を首とするものは、陰陽の交りなり、水火の交を以て終ふ、乾坤を首とするものは、兩儀の立つ所以、中孚に過既未済に終るものは、變化の行はるゝ所以なり、

未済亨。小狐汔濟濡其尾。无攸利。

此の卦離上坎下、兩體を以て言へば、火、水上に在りて、用を相爲さず、烹雉の功を爲すこと能はず、爻象を以て言へば、内體は坎、三四五約象も亦坎、上九一陽上に横たはり、險を出づるの功を成すこと能はず、故に名づけて未済と曰ふ、未済は終に濟るの理あり、特に時を需つのみ、故に亨る、既済は已然の亨なり、未済は將來の亨なり、小狐は六五を指す、三より五に至る、約象は坎、坎を水と爲し、穴と爲し、隱伏と爲す、穴居して水間に隱伏するものは狐なり、小と曰ふものは、六五の柔畫なればなり、汔は幾なり、井の卦汔至の汔と同じ、五の位、已に二坎を渉る、故に幾んと濟ると曰ふ、然れども猶未だ濟ること能はずして、其の尾を濡すものは、上九其の前を障へ、險を出づること能はざればなり、狐の尾甚だ長し、約象卦畫を以て之れを推せば、尾は當に六三の爻位に在るべし、前水後水連接の間に居るを以ての故に濡ふの象あり、是れ始めの易くして、終りの難きを言ふなり、將に濟らんとして、未だ濟らず、故に利しき攸なし、然れども終に濟らざるに止まんや、亦其の濟る所以のもの、を求めて可なり、易、既済に終らずして、未済に終るものは、易、窮む可らざるが故なり、未済の時は、蓋し花未だ開かざるの春、月未だ圓ならざるの夜なり、

彖傳曰。未済亨。柔得中也。小狐汔濟。未出中也。濡其尾。无攸利。不續終也。雖不當位。剛柔應也。

未済の亨るものは、六五陰を以て陽に居り、柔にして上卦の中を得ればなり、柔なれば則ち悔りて事を信らず、柔にして中なれば、則ち懦にして幾を失はず、此れ能く濟すの才なり、故に亨ることを致すなり、未だ中を出せずとは、中は即ち柔中を得るの中、蓋し六五の爻位を以て言ふ、上九の之れを障ふるあるに繼る、故に幾ん

と濟ると雖も、未だ六五の前に出づること能はず、濟りて濟ることを得る、之れを
終と謂ふ、今既に未だ中を出でざれば、則ち始め連続して涉ると雖も、終に未だ坎
外に出でず、是れ前と繼續して其の終りを成すこと能はざるなり、然れども、豈濟
らざるに終らんや、蓋し六爻位を失ふ、故に未濟と爲すと雖も、剛柔皆相應ず、應ず
れば、則ち陰陽を以て助けを爲し、未だ濟らざるもの、必ず濟るに終る、此れ其の亨
る所以なり、

象傳曰、火在水上、未濟。君子以慎辨物居方。

火は炎上し、水は潤下す、物同じからず、火は南に居り、水は北に居り、方同じからず、
水火處を異にす、用に濟すなしと雖も、亦以て相害することなくして、法とるべき
ものあるべし、慎みて物を辨ずるとは、物群を以て分るゝなり、慎みて方に居ると
は、方は類を以て聚まるなり、物を辨ずるは、火の上を照すに象どり、方に居るは、水
の下に流るゝに象どる、物を辨じ、方に居るは、始めを成し、終りを成す所以のもの
なり、而して易象焉に終るなり、

初六、濡其尾、吝。○象傳曰、濡其尾、亦不知極也。

此の爻、陰柔を以て下に在り、陰に處て四に應ず、陰に處れば、則ち其の居を安んぜ
ず、應あれば、則ち志、上に行はる、然れども、已に陰柔にして、又未濟の始めに當る、未
だ以て進む可らず、若し力を量らずして冒し進むときは、其の尾を濡して沈没せ
ざるもの、鮮し、初、卦下に在り、故に尾と稱す、凡そ獸尾の大なるもの、必ず其の尾を
掲げて、後に能く濟る、初の才力、未だ以て濟るに足らず、故に其の尾を濡す、吝と曰
ふ、此の爻、變ずれば、兌と爲る、大澤の中に陥るあるのみ、象傳極を知らずとは、猶紀
極を知らずと曰ふがごとく、其の進むを好みて、休止することなきを謂ふなり、

九二、曳其輪、貞吉。○象傳曰、九二貞吉、中以行正也。

其の輪を曳くとは、輪あり前まずして、強力以て之れを曳くの象、其の勞を言ふな
り、此の爻、五と應じ、時を濟ふの臣たり、互體は離、離性炎上なれば、心を竭し、力を盡
し、艱險を避けず、但身坎中に在れば、才、剛健と雖も、速かなるを欲す可らず、必ず徐
々として慮りを堅くし、貞にして陰位を守り、時を待ちて進めば、則ち吉、故に貞吉
と曰ふ、亦戒めの辭なり、象傳の意、九を以て二に居る、中にして正に非ず、然れども
中を守れば、則ち能く其の正を行ふ、九二の貞なる所以のものは、中位に居るが故

なるを謂ふなり、

六三、未濟征凶。利涉大川。○象傳曰。未濟征凶。位不當也。

六三將に險を出でんとす、然れども猶未だ出でず、前に互坎あるが故なり、故に他
 爻未濟を言はず、獨り此爻未濟と曰ふ、征とは進みて爲すあるの意、蓋し陰を以て
 陽に居り、力を度らずして銳進する者なり、彼れ其身の未だ險を出でず、速に進み
 て天下に爲すと有らんと欲する、譬へば川を渉る者、未だ岸に登らずして征かん
 とするが如く、必ず溺るべし、先づ險を出る所以の者を計り、身險外に在りて、後に
 徐かに爲すとあるべし、故に征けば凶と曰ふ、大川を渉るに利しとは、大川は互坎
 を指して言ふ、一坎を進めば又一坎あり、故に大川と云ふ、變ずれば巽と爲り、木道
 乃ち行はる、故に渉るに利しきなり、象傳位當らずとは、位、習坎の間に在ればなり、
 九四、貞吉。悔亡。震用伐鬼方。三年。有賞于大國。○象傳曰。貞吉悔亡。志
 行也。

此の爻、剛を以て陰位に居り、宜く悔あるべし、然れども未濟の時に居り、純ら剛を
 用ゐる可らず、惟能く剛柔相濟し、貞しく陰位を守りて、軽く其の剛を用ゐざれば、

則ち吉を獲て悔亡ふべし、斯の道や、古人嘗て震懼安からず、用ゐて以て鬼方を征
 伐し、之れを待つこと三年、始めて功を奏して、土を裂くの賞に膺る、夫れ遠きを伐
 つは、宜く功を速かにすべし、而して三年の久しきを憚らず、老成持重、此れ豈剛暴
 の者能くする所ならんや、震伐は何ぞ其れ剛なるや、三年は何ぞ其れ柔なるや、所
 謂貞吉とは是れなり、四、變ずれば、艮と爲る、亦安貞の象なり、震は懼なり、四、變ずれ
 ば、互體震、故に震と曰ふ、離を戈兵と爲す、伐つの象、鬼方は初を指す、初、坎に體す、坎
 は北方、故に鬼方と曰ふ、象を取ること、既濟と同じ、初、陰柔、進むを好みて、其の尾を
 濡す、故に借りて鬼方昏迷不恭我れに逆ふものと爲す、四より初に至る、三爻を歷
 故に三年と曰ふ、四陽を大と爲す、變ずれば、約象坤を國と爲す、互體震を諸侯と爲
 す、故に功を論じて大國に封ずるの象と爲す、象傳の意、剛柔相濟して、軽く其の剛
 を用ゐず、故に功成りて志行はるゝを謂ふなり、
 六五、貞吉。无悔。君子之光。有孚。吉。○象傳曰。貞吉悔亡。志行也。君子之
 光。其暉吉也。

貞とは其の柔中を守るの謂なり、然れども貞は戒辭に非ず、乃ち六五の固有する

所故に悔なしと云ふ、君子は位を以て言ふ、離を光と爲す、六五離明の主たり、故に君子の光と曰ふ、光りは形の表に出で、力を以てせざる者、君子の廣大なる者なり、孚ありとは二を指す、二、坎體、故に孚と稱す、二五正應、五、虛中を以て二に接し、光り二に被る、故に二亦誠を輸して賛襄し、孚、五に徹す、剛柔相應じ、終に協力して險を出づるの功あり、未濟なる者濟るとを得、故に吉と曰ふ、貞吉の吉は、徳を以て言ひ、孚あり、吉の吉は、功を以て言ふ、象傳、暉は光中の氣なり、暉、物に及ぶを光と爲し、光を斂めて體に在るを暉と爲す、光は九二に及びて、暉は六五に在るを謂ふなり、**上九有孚于飲酒。无咎。濡其首。有孚失是。**○象傳曰、**飲酒濡首。亦不知節也。**

孚ありは三を指す、三は坎體なり、故に效と稱す、五爻の二を指して孚ありと曰ふに同じ、坎を酒と爲す、飲酒に孚ありとは、三、酒を載せて上に適き、以て其の孚を表するなり、未濟の時、陰の倚る所のは陽なり、上九剛明の才を以て、未濟の極に居る、三其の才爲すべきあるを知り、將に之れに資りて以て事を共にせんとす、故に酒を載せて之れに孚す、其の上に望む、所のもの、甚だ小ならず、上九若し飲食自ら養ひ、以て事幾の會を待つが如きは、則ち其の義猶咎なしと爲す、乃ち翹藥に耽り、屯を亨し、溺を拯ふを以て念とせざれば、則ち三の上に孚あるもの、亦將に臂を掉ひて之れを去らんとす、人の酒に溺るゝや、猶川に溺るゝがごとし、三、坎に體す、水上と爲す、人の體に在りて首と爲す、上九下六三に就きて酒を飲み、反ることを忘る、上體の首を以て、下、坎水の内に入る、故に六三の水、以て上九の首を濡すことを得るなり、是れとは上九を指す、是れを失ふとは、猶是れを棄つと云ふがごとし、言ふこゝろは、三、將に上を棄てんとするなり、既濟の終り、亂の理あり、故に上六首を濡すを以て、人事の危きを表す、未濟の終り、濟の理あり、故に上九首を濡すを以て、人事の失を咎む、象傳、節は事の會なり、上九の時に至りて、濟らざれば、終に濟らず、時か時か、時再び來らず、酒を飲み、首を濡すは、其の會を失ふなり、易は時なり、時を失ひて爲すことある可らず、時に後れて爲さる可らず、周公辭を繋くる、既未濟の終りに於て、皆首を濡すを以て、時を失ふの咎と爲す、其の民と患ひを同じくするの意、深切なりと謂ふべし、

ら養ひ、以て事幾の會を待つが如きは、則ち其の義猶咎なしと爲す、乃ち翹藥に耽り、屯を亨し、溺を拯ふを以て念とせざれば、則ち三の上に孚あるもの、亦將に臂を掉ひて之れを去らんとす、人の酒に溺るゝや、猶川に溺るゝがごとし、三、坎に體す、水上と爲す、人の體に在りて首と爲す、上九下六三に就きて酒を飲み、反ることを忘る、上體の首を以て、下、坎水の内に入る、故に六三の水、以て上九の首を濡すことを得るなり、是れとは上九を指す、是れを失ふとは、猶是れを棄つと云ふがごとし、言ふこゝろは、三、將に上を棄てんとするなり、既濟の終り、亂の理あり、故に上六首を濡すを以て、人事の危きを表す、未濟の終り、濟の理あり、故に上九首を濡すを以て、人事の失を咎む、象傳、節は事の會なり、上九の時に至りて、濟らざれば、終に濟らず、時か時か、時再び來らず、酒を飲み、首を濡すは、其の會を失ふなり、易は時なり、時を失ひて爲すことある可らず、時に後れて爲さる可らず、周公辭を繋くる、既未濟の終りに於て、皆首を濡すを以て、時を失ふの咎と爲す、其の民と患ひを同じくするの意、深切なりと謂ふべし、

周易終

14
223

1887

天

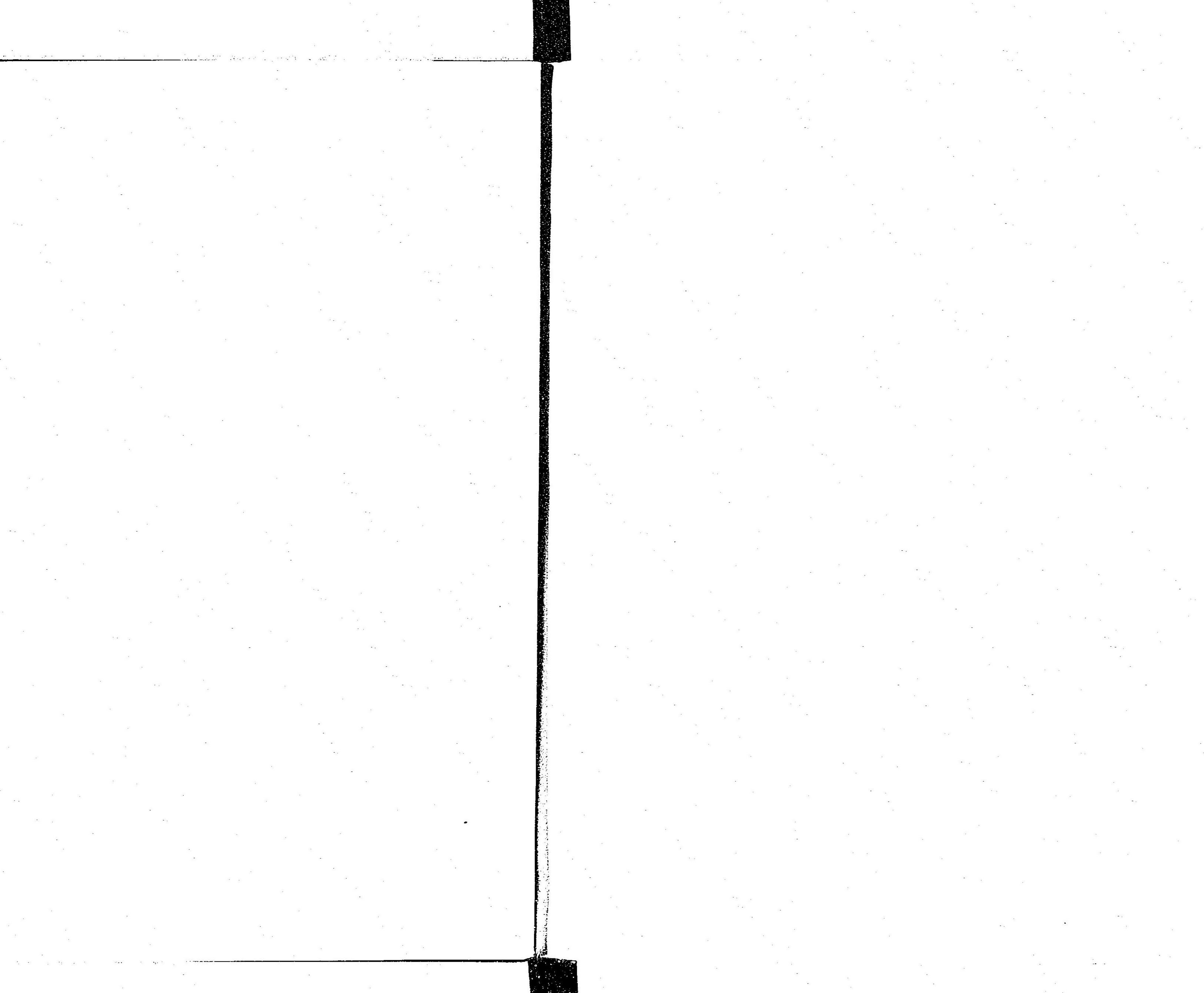
地

人

神

聖

藏





14
223

008417-000-0

14-223

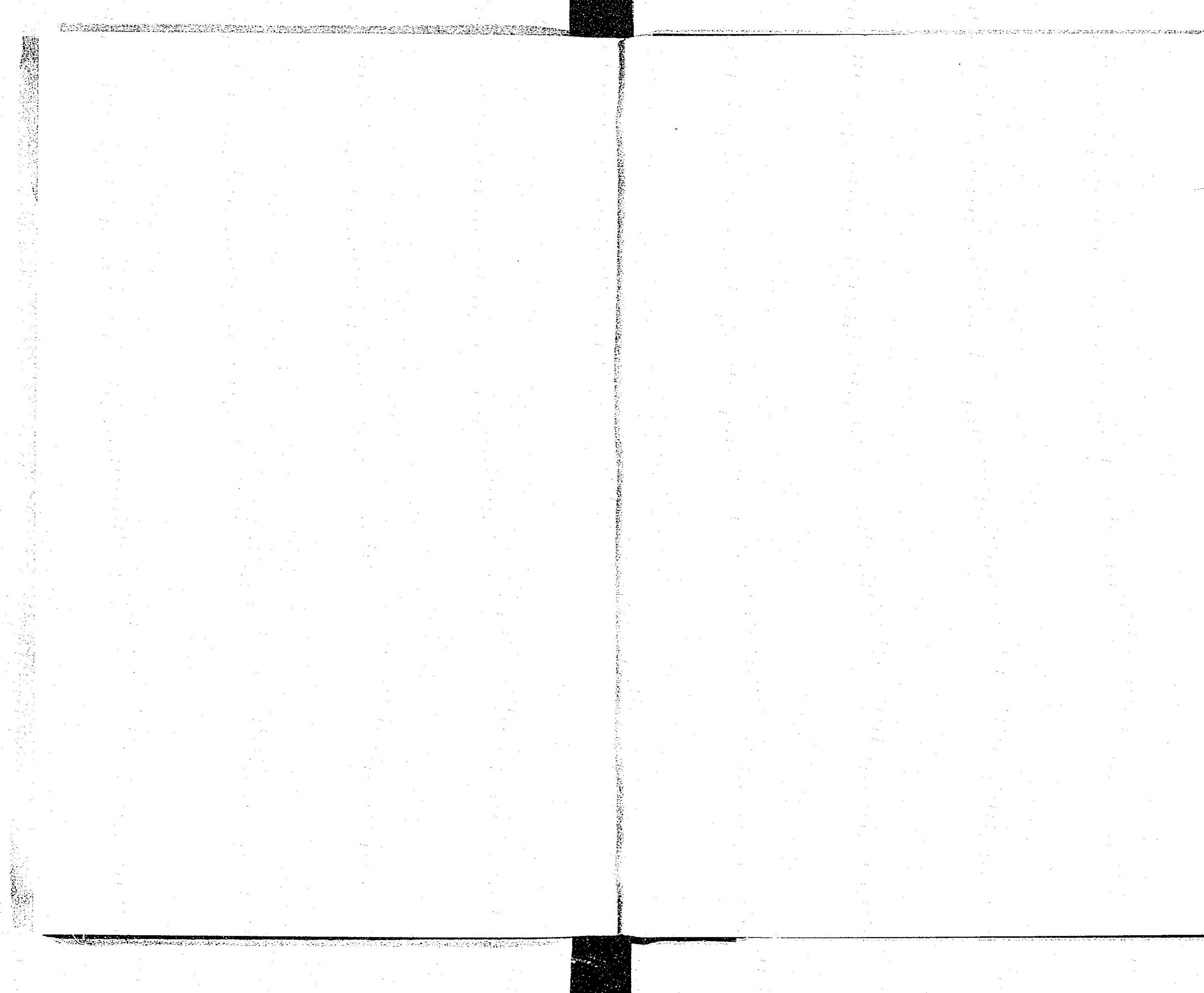
周易

柳田 幾作/述

年号不明

AAC-0742





14
223

哲學館漢學專修科
漢學講義
周易
和日我涼

